

総務委員会資料

所管事務の調査（報告）

「川崎市まち・ひと・しごと創生総合戦略 改定版（案）」について

資料 1 川崎市まち・ひと・しごと創生総合戦略
改定版（案）の概要

資料 2 川崎市まち・ひと・しごと創生総合戦略
改定版（案）

資料 3 「川崎市まち・ひと・しごと創生総合戦略
改定版（案）」に関する意見募集

平成30年2月6日

総務企画局

川崎市まち・ひと・しごと創生総合戦略改定版（案）の概要

はじめに まち・ひと・しごと創生に関する国の動向

- 急速な少子高齢化の進展・人口減少に歯止めをかけ、東京圏への人口の過度の集中を是正し、将来にわたり活力ある日本社会を維持していくため「まち・ひと・しごと創生法」が制定（平成 26（2014）年 11 月）。
- 国は、同法に基づき「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定（平成 26（2014）年 12 月 27 日閣議決定、同戦略は平成 29（2017）年 12 月 22 日改訂版閣議決定）。

第 1 章 本市の現状と課題等

本市は、変化の激しい社会経済状況の中で、自治体として大きな転換期を迎えている。総合戦略の策定にあたっては「将来を見据えて乗り越えなければならない課題」にいち早く対応するとともに、「積極的に活用すべき川崎のポテンシャル」を最大限に活用し、「新たな飛躍に向けたチャンス」を的確に捉えることが必要

1 将来を見据えて乗り越えなければならない課題

- （1）少子高齢化の更なる進展、人口減少への転換、生産年齢人口の減少
- （2）高齢化の現状と「超高齢社会」に向けた対応
- （3）子ども・若者を取り巻く環境の変化
- （4）一人ひとりが尊重され、能力を発揮できる環境づくり
- （5）都市インフラの老朽化と有効活用
- （6）産業経済を取り巻く環境変化
- （7）災害対策や環境問題などの重要な課題
- （8）市民の主体的な取組を促し、地域でお互いに助け合うしくみの強化
- （9）労働環境の改善と生産性向上の一体的な実現に向けた「働き方改革」の推進

2 積極的に活用すべき川崎のポテンシャル

- 川崎にある優れたポテンシャルを最大限に活かしながら、取組を進める。
- ①交通・物流の利便性
 - ②先端産業・研究開発機関の集積等
 - ③豊富な文化・芸術資源等
 - ④水と緑の豊かな自然環境

3 新たな飛躍に向けたチャンス

- 川崎がさらに飛躍するチャンスを最大限に活用しながら、取組を進める。
- ①国の成長戦略
 - ②首都圏の活力（東京 2020 オリンピック・パラリンピック）

第 2 章 人口ビジョン 対象期間：国の「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」と同様に平成 72（2060）年まで

国の「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」を勘案しつつ、平成 29（2017）年 5 月に公表した「川崎市総合計画第 2 期実施計画の策定に向けた将来人口推計」をもとに、本市の人口の現状分析を踏まえた課題を整理するとともに、将来人口のシミュレーションのほか、人口の変化が地域に与える影響と今後のめざすべき方向を記載している。

1 人口の現状分析

- 本市の人口は、全国的には人口減少社会に転換している中でも、引き続き増加を続けており、人口増加比率は、大都市中、最も高くなっている。また、今後 12 年程度増加傾向が続き、平成 42（2030）年に人口が 158.7 万人となりピークを迎えることが見込まれる。
- 人口動態は、自然動態・社会動態ともに直近 10 年以上は増加となっている。平成 28（2016）年の本市への転出入の状況は 1 万人強の転入超過となっている。
- 高齢化率は、大都市中、最も低くなっているものの、今後、急速に高齢化が進み、平成 32（2020）年には 21.0%となり、本市においても超高齢社会が到来する見込みである。
- 合計特殊出生率は、微増傾向にあり、全国と比べて同水準となっている。
- 就業者に占める市外への通勤者の割合は、大都市中、最も高くなっている。また、市内の有効求人倍率は全国と比べて低くなっている。

2 将来人口のシミュレーション

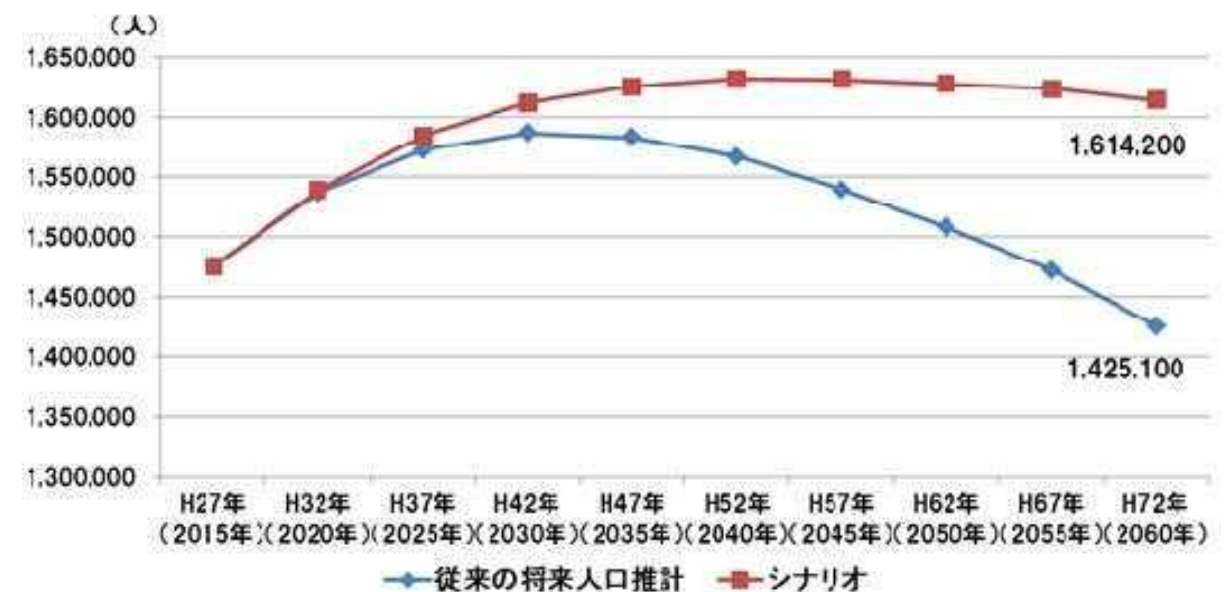
(1) 前提条件

合計特殊出生率は、現在の本市全体の合計特殊出生率（1.45）を起点とし、平成 52（2040）年に、国の将来展望で想定する「人口置換水準（人口規模が長期的に維持される水準）＝2.07」まで上昇するよう設定している。なお、2.07 に到達後は一定としている。

(2) シミュレーションの結果 ※合計特殊出生率が平成 52（2040）年までに 2.07 に上昇

シナリオは、平成 72（2060）年でも人口が 150 万人以上を維持するとのシミュレーション結果になる。これは、1「人口の現状分析」での、現状の条件の下に得られた結果である 142.5 万人と比較すると、人口減少に一定の歯止めがかかると見込まれる。

将来人口推計とシミュレーション結果の比較



⇒ 設定したシナリオの実現は極めて困難と考えられるが、急速な人口減少を緩和する取組が必要

3 人口の変化が地域に与える影響と今後のめざすべき方向

総人口の推移や将来人口推計、個別要素の分析等を踏まえ本市のめざすべき方向を次のとおり示す。

○住みやすく魅力的なまちへ

川崎市の地域特性を活かし、魅力にあふれ多くの人が市内外から集まる拠点の形成とともに、誰もが安全で安心して暮らせる住みやすく魅力的なまちをめざした取組を進めていく必要がある。

○子育てしやすいまちへ

合計特殊出生率は緩やかな回復傾向にあるが、将来的な自然動態の減少を見据え、多様な子育てニーズへの適切な対応を図るとともに、就労と子育てが両立できる社会の実現に向けた子育て環境づくりを進めていく必要がある。

○働きやすいまちへ

産業を取り巻く環境の変化を的確に捉え、市内産業をさらに活性化させていくことで本市の魅力を高め、働きやすいまちをめざした取組を進めていく必要がある。

○持続可能なまちへ

本市においても、超高齢社会の到来が見込まれることから、住み慣れた地域や自らが望む場で生涯にわたって安心して暮らし続けられる持続可能なまちづくりを進めていく必要がある。

「持続可能な開発目標（SDGs）」を踏まえた施策・事務事業の推進

国際社会全体で取り組むべき普遍的な目標として、国連で採択された「2030 アジェンダ」が掲げる「持続可能な開発目標（SDGs）」については、国が平成28（2016）年に定めた「実施指針」においても、全国の地方自治体等による積極的な取組が必要であるとされている。

住み続けられるまちづくりや経済成長、気候変動対策など、SDGsが掲げる目標は、本市を取り巻く課題と共通するものが多いことから、総合戦略においても、SDGsの理念や目標、国の動向等を踏まえながら具体的施策を実施し、SDGs達成に向けた取組の推進を担っていく。

第3章 総合戦略

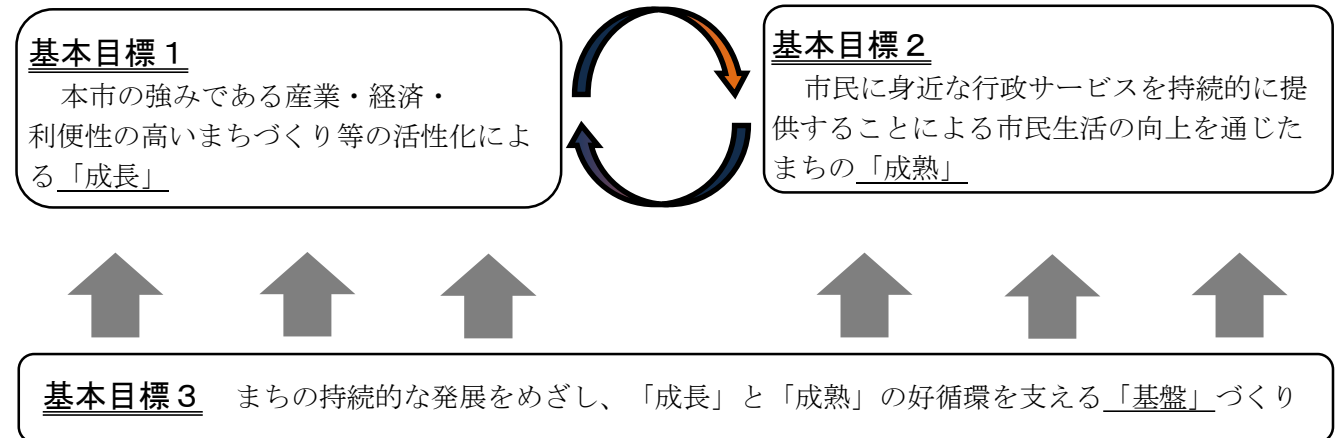
1 基本的な考え方

国が定めた「まち・ひと・しごと創生総合戦略」における基本目標の達成には、就業者の市外への流失及び有効求人倍率の低さ、人口増加比率の高さ、合計特殊出生率の低さ、超高齢社会の到来など本市の状況を踏まえ、働きやすく、住みやすく魅力的で、子育てしやすい、持続可能なまちとなる取組を進めていく。

また、本市の優れたポテンシャルである交通・物流の利便性や、先端産業・研究開発機関の集積、豊富な文化・芸術資源等を最大限に活用するとともに、自治体間連携等を積極的に進めることで、本市のみならず、我が国全体のまち・ひと・しごとの創生に寄与することをめざす。

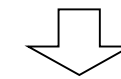
このように、本市が将来にわたって発展していくよう、福祉や教育・文化振興などの市民に身近な行政サービスを持続的に提供することにより、市民が日常生活に質的な充足を感じる「成熟したまちをめざすとともに、将来を見据えた投資により、本市の強みである産業・経済・利便性の高いまちづくり等を強化し、まちを一層「成長」させることで、都市部ならではのまち・ひと・しごとに向けた取組を推進するために、本総合戦略を策定する。

<持続的な発展に向けて>



2 基本目標を実現する7つの基本的方向

少子高齢化の進展をはじめとする中長期的な課題を踏まえるとともに、本市のポテンシャルとチャンスを活用しながら、7つの基本的方向を設定し、具体的な施策・事業を推進する。



基本目標 1 本市の強みである産業・経済、利便性の高いまちづくり等の活性化による「成長」

⇒基本的方向1 「もっと便利で快適な住みやすいまち」をめざす

基本的方向2 「世界に輝き、技術と英知で、未来をひらくまち」をめざす

基本目標 2 市民に身近な行政サービスを持続的に提供することによる市民生活の向上を通じたまちの「成熟」

⇒基本的方向3 「どこよりも子育てしやすいまち」をめざす

基本的方向4 「みんなが生き生きと暮らせるまち」をめざす

基本的方向5 「みんなの心がつながるまち」をめざす

基本目標 3 まちの持続的な発展をめざし、「成長」と「成熟」の好循環を支える「基盤」づくり

⇒基本的方向6 「みんなで守る強くしなやかなまち」をめざす

基本的方向7 「チャレンジを続け、いつでも活力あふれるまち」をめざす

☆総合戦略の位置付け☆

○本市総合計画との関係

本市の総合計画は、将来人口を推計の上、基本政策や施策・事業を定め、成果指標を設定するなど、地方創生の基本的な方向性を包含するものであることから、これに基づくとともに、国の「長期ビジョン」「総合戦略」と本市人口ビジョンの趣旨を踏まえながら、平成31（2019）年度までの具体的な取組を取りまとめる。

○総合戦略の計画期間

国の「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」「まち・ひと・しごと創生総合戦略」との整合性を図る観点等から、平成27（2015）年度から平成31（2019）年度までとする。

○PDCAマネジメントサイクルの実施

総合戦略の着実な推進にあたり、市民の実感指標やKPI（重要業績評価指標）を基に、実施した施策・事業の効果を検証するとともに、必要に応じて総合戦略を改定する。

川崎市まち・ひと・しごと創生総合戦略改定版（案）の構成と主な指標

基本目標

基本的方向

市民の実感指標（現状[H27(2015)]⇒目標値[H37(2025)]）

具体的施策・主なKPI（重要業績評価指標）（戦略策定時⇒目標値）

基本目標1 「成長」
本市の強みである産業・経済・利便性の高いまちづくり等の活性化による「成長」

1. 「もっと便利で快適な住みやすいまち」をめざす

・交通利便性の高いまちだと思ふ市民の割合 62% ⇒ 70%以上

広域拠点・地域生活拠点等の整備を進めるなど、鉄道駅を中心とした便利で快適な暮らしを実現するとともに、都市計画道路の整備や交差点の改良など、交通渋滞を解消し、水と緑のうるおいのある、環境に配慮した住みやすいまちをめざします。

- 魅力にあふれた広域拠点の形成（広域拠点の駅周辺人口 12.6万人⇒13.9万人以上）
- 市域の交通網の整備（都市計画道路進捗率 68%⇒69%以上）
- 協働の取組による緑の創出と育成（緑のボランティア活動の累計か所数 2,355か所⇒2,420か所以上） など

2. 「世界に輝き、技術と英知で、未来をひらくまち」をめざす

・働きやすいまちだと思ふ市民の割合 29.7% ⇒ 35.0%以上
・市内産業に活力があり、事業者が元気なまちだと思ふ市民の割合 28.3% ⇒ 35.0%以上

本市に集積する先端技術や、ものづくり産業、研究機関などの力を活かして、成長が続くアジアをはじめとした、世界で輝き、環境と産業が調和した、未来をひらくまちをめざします。また、頑張る中小企業や商店街等を応援し、活気にあふれる元気なまちづくりを進めます。

- 人材を活かすしくみづくり（就業支援事業による年間就職決定者数 465人⇒490人以上）
- 臨海部の戦略的な産業集積と基盤整備（キングスカイフロント域内外の企業マッチング件数 9件（※現状値）⇒35件以上）
- ベンチャー支援、起業・創業の促進（起業支援による年間市内起業件数 62件⇒100件以上） など

基本目標2 「成熟」
市民に身近な行政サービスを持続的に提供することによる市民生活の向上を通じたまちの「成熟」

3. 「どこよりも子育てしやすいまち」をめざす

・子育て環境の整ったまちだと思ふ市民の割合 26.9% ⇒ 35%以上

待機児童対策の継続的な推進や、中学校完全給食の導入など、子どもを育てやすい環境をつくとともに、地域の寺子屋を増やし、シニアパワーを活用しながら、地域全体で子育てを支える環境づくりを進めます。こうした取組により、子どもが安全な環境ですこやかに育つとともに、女性が生き生きと輝き、どこよりも子育てしやすく、子育て世代に選ばれるまちをめざします。

- 質の高い保育・幼児教育の推進（待機児童数 0人⇒0人）
- 「生きる力」を伸ばし、人間としての在り方生き方の軸をつくる教育の推進（「難しいことでも、失敗を恐れなくて挑戦している」と回答した児童生徒の割合 小6：75.9%⇒81.0%以上 中3：66.7%⇒74.0%以上）
- 家庭・地域の教育力の向上（親や教員以外の地域の大人と知り合うことができた割合 87.6%⇒92%以上） など

4. 「みんなが生き生きと暮らせるまち」をめざす

・高齢者や障害者が生き生きと生活できるような環境が整っていると思ふ市民の割合 20.7% ⇒ 25.0%以上
・安全・安心な日常生活を送っていると思ふ市民の割合 54.1% ⇒ 54.1%以上

急速に進む高齢化の中にあっても、健康づくりや介護予防を充実することなどで、健康寿命を延伸するとともに、誰もが住み慣れた地域や自らが望む場で安心して暮らし続けられるしくみをつくり、生き生きと暮らせるまちをめざします。

- 総合的なケアの推進（高齢者のうち、介護を必要とする人（要介護・要支援認定者）の割合 17.07%⇒19.18%以下）
- 高齢者福祉サービスの充実（かわさき健幸福寿プロジェクトの実施結果（プロジェクト対象者の要介護度の維持率・改善率）維持：63.9%⇒65%以上 改善：16.7%⇒17%以上） など

5. 「みんなの心がつながるまち」をめざす

・市に魅力や良いイメージがあると感じている人の割合 40.7% ⇒ 50.0%以上

東京2020オリンピック・パラリンピックをひとつの契機として、スポーツ・文化芸術の振興とあわせて、ユニバーサルデザインや「心のバリアフリー」を推進するなど、障害者や高齢者等、誰もが暮らしやすいまちづくりを進めます。また、まちに愛着や誇りを持てるよう、本市の魅力をブランド化し、わかりやすく伝えていくことで、市民の心をひとつにしていけます。

- スポーツのまちづくりの推進（週1回以上のスポーツ実施率 34.8%⇒42.5%以上）
- 平等と多様性を尊重した人権・平和施策の推進（平等と多様性が尊重されていると思ふ市民の割合 40.6%⇒41%以上）
- 都市イメージの向上とシビックプライドの醸成（シビックプライド指標市民の市に対する「愛着」「誇り」に関する平均値（※10点満点） 愛着：6.0⇒6.5以上 誇り：5.0⇒5.5以上） など

基本目標3 「基盤」づくり
まちの持続的な発展をめざし、「成長」と「成熟」の好循環を支える「基盤」づくり

6. 「みんなで守る強くしなやかなまち」をめざす

・災害に強いまちづくりを進めていると思ふ市民の割合 15.6% ⇒ 25%以上

いつ起こるかかわからない地震や集中豪雨などの自然災害に的確に備えるとともに、日常生活を安心して過ごせる環境づくりを推進し、中長期的な視点で気候変動にも的確に対応しながら、いつでも安心して暮らせる、しなやかなまちをめざします。

- 災害・危機事象に備える対策の推進（家庭内備蓄を行っている人の割合 56.9%⇒58.8%以上）
- まち全体の総合的な耐震化の推進（住宅の耐震化率 92%⇒95%以上）
- 消防力の総合的な強化（消防団員数の充足率（定員数（1,345人）に対する現員数の割合） 87.8%⇒90.8%以上） など

7. 「チャレンジを続け、いつまでも活力あふれるまち」をめざす

※行財政運営に関する戦略を参考掲載

厳しい財政状況が続く中、創意工夫して今あるものを最大限に活かすため、市役所全体の質的な向上をめざします。また、中長期的な視点により、市の資産や債務を適正に管理する資産マネジメントや財政健全化の取組を着実に進め、持続可能なまちづくりをめざします。

川崎市まち・ひと・しごと創生総合戦略
改定版(案)

平成30(2018)年 月

川崎市

はじめに

急速な少子高齢化や人口減少に歯止めをかけ、将来にわたって活力ある日本社会を維持していくため、「まち・ひと・しごと創生法」（以下「創生法」という。）が平成 26(2014)年 11 月に制定されました。

また、創生法に基づき、国においては、めざすべき将来の方向を提示した「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」と、そのビジョンを踏まえて目標や施策の基本的方向、具体的な施策をまとめた「まち・ひと・しごと創生総合戦略」が平成 26(2014)年 12 月に策定されました。

本市においては、全国的に人口減少に転換する中、人口は引き続き増加を続けていますが、平成 42(2030)年には 158 万 7 千人でピークを迎え、その後、減少に転じ、平成 72(2060)年には 142 万 5 千人になると見込まれています。

こうしたことから、今後、少子高齢化の更なる進展や、生産年齢人口の減少が見込まれる中においても、本市が将来にわたって発展していくよう、福祉や教育・文化振興などの市民に身近な行政サービスを持続的に提供することにより、市民が日常生活に質的な充足を感じる「成熟」したまちをめざすとともに、将来を見据えた投資により、本市の強みである産業・経済・利便性の高いまちづくり等を強化し、まちを一層「成長」させるような、都市部ならではの地方創生に向けた取組を推進するために、「川崎市まち・ひと・しごと創生総合戦略」（以下「総合戦略」という。）を平成 28(2016)年 3 月に策定しました。

総合戦略は、今後の中長期的かつ分野横断的な視点を持ったかわさき 10 年戦略を定めるなど、地方創生の基本的な方向性を包含する「川崎市総合計画」に基づき策定していることから、総合計画第 2 期実施計画策定にあわせて改定を行います。

目次

第1章 本市の現状と課題等	1
第2章 人口ビジョン	7
1 人口の現状分析	7
(1) 人口動向分析	7
(2) 将来人口の推計と分析	15
2 将来人口のシミュレーション	18
(1) シミュレーションにあたって	18
(2) 前提条件	18
(3) シミュレーション結果	19
3 人口の変化が地域に与える影響と今後のめざすべき方向	22
(1) 総人口の推移及び将来人口推計について	22
(2) 個別要素の分析を踏まえた取組の方向	23
(3) 「持続可能な開発目標 (SDGs)」を踏まえた施策・事務事業の推進	24
第3章 総合戦略	25
1 基本的な考え方	25
(1) 策定の趣旨	25
(2) 総合戦略の位置付け	26
2 基本目標を実現する7つの基本的方向	28
3 基本目標、基本的方向、具体的施策	28
	29
基本的方向1 「もっと便利で快適な住みやすいまち」をめざす	29
基本的方向2 「世界に輝き、技術と英知で、未来をひらくまち」をめざす	34
	41
基本的方向3 「どこよりも子育てしやすいまち」をめざす	41
基本的方向4 「みんなが生き生きと暮らせるまち」をめざす	46
基本的方向5 「みんなの心がつながるまち」をめざす	53
	60
基本的方向6 「みんなで守る強くしなやかなまち」をめざす	60
基本的方向7 「チャレンジを続け、いつまでも活力あふれるまち」をめざす	66

第1章 本市の現状と課題等

本市は、変化の激しい社会経済状況の中で、自治体として大きな転換期を迎えています。総合戦略の策定にあたっては、「将来を見据えて乗り越えなければならない課題」にいち早く対応するとともに、「積極的に活用すべき川崎のポテンシャル」を最大限に活用し、「新たな飛躍に向けたチャンス」を的確に捉えることが必要です。

1 将来を見据えて乗り越えなければならない課題

(1) 少子高齢化の更なる進展、人口減少への転換、生産年齢人口の減少

日本の総人口について、平成 29 (2017) 年の「日本の将来推計人口」では、人口減少の速度が前回実施された推計と比較してやや緩和されたものの、減少局面に入っていることは依然として変わらない状況となっています。

また、平成 27 (2015) 年から平成 77 (2065) 年にかけて、約 3,900 万人 (約 30.7%) の総人口の減少が見込まれるとともに、生産年齢人口と年少人口が大幅に減少する一方で、高齢人口はほぼ横ばいで推移し、高齢化率は 27%から 38%に上昇する見込みとなっています。

一方、平成 29 (2017) 年に行った本市の「将来人口推計」では、少子高齢化がさらに進展し、平成 42 (2030) 年まで人口が増加した後、人口減少に転換するという結果となっています。

これは、平成 26 (2014) 年に行われた前回の「将来人口推計」と比較して、人口のピークの時期は変わりませんが、駅周辺を中心とした拠点開発の進捗等を要因として、人口ピーク値は 6.5 万人の増加となっています。また、年少人口については、出生数の微増傾向が続き、自然増が見込まれていることから、ピークの時期は、前回推計より 15 年先の平成 42 (2030) 年となっており、減少局面に入る時期が 15 年遅れる結果となっています。

さらに、基本構想で展望する今後 30 年間の人口構成等の主な変化としては、平成 32 (2020) 年には本市でも「超高齢社会 (一般的には 65 歳以上の人口比率が 21%を超えた状態とされています。)」が到来するとともに、人口のピークとなる平成 42 (2030) 年を経て、平成 72 (2060) 年には現役世代約 1.5 人で 1 人の高齢者を支える状況となることを見込まれます。

現状、全国的に人口が減少に転じる中、本市は、首都圏の中心に位置する立地優位性や交通利便性に加え、豊富な文化芸術資源などといった川崎の魅力が、多くの人々に選ばれている要因となり、活力ある都市として人口の増加が続き、その結果、平成 29 (2017) 年 4 月には 150 万人を超えることとなりました。将来人口推計では、

少子高齢化の進展、将来的な人口減少への転換、生産年齢人口の減少が予測されていますが、今後も継続した住みよいまちづくりに向けた取組が求められています。

(2) 高齢化の現状と「超高齢社会」に向けた対応

本市人口の増加と平均寿命の伸長により、平成 32（2020）年には、人口の約 21% が 65 歳以上となり「超高齢社会」を迎えるなど、高齢者人口と高齢化率が増加・上昇傾向にあります。

さらに、ひとり暮らし高齢者、高齢者夫婦のみの世帯が、過去 25 年間で約 4～5 倍、要介護・要支援認定者については、過去 5 年間で 2 割増加するなど、支援が必要となる高齢者の増加が見込まれています。特に、高齢者は 80 歳を越えると、要介護・要支援認定を受ける割合が高くなる傾向があり、本市は全国的な傾向よりも、65 歳以上の各年代において高い認定率となっています。

このため、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができる自助・互助・共助・公助のしくみづくりの中で、いきがいや健康づくり、要介護度の改善・維持に向けた取組が求められています。

(3) 子ども・若者を取り巻く環境の変化

本市の 18 歳未満の子どもがいる世帯数は増加傾向にある中、直近の状況では、親が共に働いている世帯が半数を超えるなど、子育て世帯の就労状況に大きな変化が生じています。このような共働きの子育て世代の増加に伴い、就学前児童数は微増であるのに対し、保育所等利用申請者数は、この 10 年で約 2 倍になるなど、今後も保育ニーズの高まりが続くと見込まれています。

また、我が国において、社会の中で相対的に低い所得の水準で暮らす子どもの割合を意味する「子どもの貧困率」は、直近の調査ではやや改善したものの、依然として上昇傾向にあり、世帯間の経済状況の格差の拡大が示唆されています。

経済的な環境以外にも、子ども・若者の健全な成長を促す「生活の充実感」については、家庭、学校、地域等のうち、自分にとって居心地の良い「居場所」であると感じる場の数が多い者ほど、生活が充実しているという調査結果もあることから、子ども・若者を孤立から守り、成長を支援するための居場所の必要性が高まっています。

こうした状況の中、多様化する子育て世帯のニーズに適切に対応するには、就労と子育てを両立できる社会の実現に向けた子育て環境の整備や、さまざまな体験ができる機会の提供、さらには「子どもの貧困」への対応として、子ども・若者の成

長段階に応じた切れ目のない支援を行うなど、子ども・若者が安全・安心に過ごせる環境づくりが求められています。

(4) 一人ひとりが尊重され、能力を発揮できる環境づくり

持続可能な社会の構築に向けて、女性、外国人、障害者その他マイノリティへの社会環境的障壁を取り払うための法整備など、その動きが活発になっています。本市の意識調査等においても、「障害者が働ける場所や能力を発揮する機会が少ない」「性的マイノリティに対する社会的理解が低いため、誤解や偏見がある」といった意見が上位となっており、近年の法整備等と同様に、マイノリティへの社会環境的障壁に対する市民の問題意識にも現れてきています。人口減少などさまざまな社会環境の変化の中で、一人ひとりが尊重され能力を発揮できる環境の整備が必要となっています。

(5) 都市インフラの老朽化と有効活用

10年後には、総床面積ベースで公共建築物の約74%が築30年以上となるなど、上下水道施設、道路、橋りょう、公園施設なども含めた都市インフラの老朽化に、限られた財源で計画的に対応していく必要があります。

また、公共建築物の総床面積については、児童生徒の増加に対応した小・中学校の整備や、市営住宅の居室の面積基準の見直しに伴う拡大などの社会状況の変化に対応した取組により、平成19(2007)年度から平成28(2016)年度までの10年間で約25万㎡増加しています。

このため、今後は、整備費・維持管理経費など中長期にわたる財政負担の増大や、人口動態等を踏まえて、施設等の効率的かつ効果的な維持管理や、あり方の検討を進めていく必要があります。

こうした中で、公共空間はこれまで国や地方公共団体等が公的な観点から自ら利用し、民間が活用する場合も収益目的の利用は抑制的でしたが、公共空間利用のニーズの高まりや維持管理における民間資金活用の拡大の要請から、民間の収益活動等への開放が進められており、全国各地で、公共空間における広告の掲示や物品の販売、イベントの開催などが行われ、これらの収益等をまちづくりに還元する取組が進められています。

本市においても、公共空間を活用したまちの賑わい・交流の創出や、民間活力の活用による公共施設の維持管理の方策を検討し、魅力あふれる持続可能なまちづくりを進める必要があります。

(6) 産業経済を取り巻く環境変化

新興国の経済成長等により、世界に占める日本のGDPシェアは20年間で、約3分の1に減少しています。一方で日本企業の海外現地法人数は、大幅に増加しており、海外への企業進出が進んでいます。

国・県の成長率がマイナスとなる中、市内総生産は10年前と比べて5%高い水準を維持しています。また、本市の基幹産業である製造業では、製造品出荷額等が大都市中第1位（従業員1人あたりの額も第1位）であり、高度な産業集積を実現していますが、事業所数と従業者数はそれぞれ減少傾向を示しています。成長産業の育成により産業集積の維持・強化を図るほか、AI（人工知能）、IoT（モノのインターネット）等の次世代技術の活用による経営革新や働き方改革への対応など、産業を取り巻く環境の変化を的確に捉え、市内産業をさらに活性化させていくことが課題となっています。

(7) 災害対策や環境問題などの重要な課題

日本の面積は世界の面積の1%未満であるにもかかわらず、規模の大きい世界の地震の約2割が日本の周辺で起こっています。とりわけ、今後30年間に約70%の確率で発生するとされている「東海・東南海・南海地震」や、いわゆる「首都直下地震」については、甚大な被害が想定されており、東日本大震災や阪神・淡路大震災等の教訓を踏まえた対策が求められています。

とくに、平成28（2016）年4月に発生した熊本地震では、避難所運営や支援物資の受け入れのあり方等多くの課題が明らかになったことなどから、それらを踏まえながら、自助・共助（互助）・公助の視点からの地域防災力の強化につなげる必要があります。

また、IPCC（気候変動に関する政府間パネル）は、地球温暖化について疑いのない事実であるとしており、温室効果ガスの削減などの「緩和策」とともに、地球温暖化がもたらす気候変動に伴う災害の激甚化等に対応する「適応策」を講じていくことが求められています。

さらに、国連で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」では、先進国を含む国際社会全体の開発目標として「持続可能な開発目標（SDGs）」が設定され、地方自治体を含むすべてのステークホルダーの役割が重視されるとともに、「誰一人取り残さない」社会の実現を目指し、経済・社会・環境をめぐる広範な課題に、統合的に取り組むことが求められています。

(8) 市民の主体的な取組を促し、地域でお互いに助け合うしくみの強化

少子高齢化の進行による超高齢社会の到来など、社会経済状況が大きく変化していく中、これまでの社会の枠組みでは対応することが困難な問題が生じることが想定されます。限られた資源や財源を有効に活用し、持続可能な社会を構築していくためには、行政の果たすべき役割を捉え直した上で、市による直接的な市民サービスの提供に加えて、市民の主体的な取組を促し、地域でお互いに助け合うしくみを強化することが求められています。

従来から地域コミュニティの中心的な存在である町内会・自治会などの地縁組織が運営上の課題を抱える中、ボランティアやNPO、企業などによる社会貢献活動も広がってきています。地域のつながりを深め、複雑化・多様化する地域課題に的確に対応していくために、地縁組織を中心とする地域コミュニティの活性化とともに、地域を支える新たな人材の育成や、多様な活動の担い手が互いに連携し地域課題を解決できるしくみづくりが求められています。

(9) 労働環境の改善と生産性向上の一体的な実現に向けた「働き方改革」の推進

現在の急速な少子化の進行の背景の一つに、働き方をめぐるさまざまな課題が存在しています。また、共働き世帯の増加により、とくに育児など、家庭生活における男性の役割が増加しています。これまでの長時間勤務や休暇を取得しない働き方を前提とした労働慣行、労働者の働き方の意識を抜本的に改革し、男性の子育てや介護への関わりや女性の能力発揮を促進するなど、仕事と生活の調和を推進するためのさまざまな取組が求められています。

また、労働時間について国際的にみると、一人あたりの労働時間が短い国ほど、一人あたりの労働生産性も高いという相関関係がみられます。長時間労働の是正や多様な働き方が労働生産性の向上といった効果をもたらすことから、仕事と生活の調和と経済成長は車の両輪であり、性や年齢にかかわらず誰もが意欲と能力を発揮して働く環境を整えることは、経済の活力と成長力を高め、持続可能な社会の実現に資するものとなります。

2 積極的に活用すべき川崎のポテンシャル

川崎には、次のような優れたポテンシャルがあります。このポテンシャルを最大限に活かしながら、取組を進めます。

- ①交通・物流の利便性(羽田空港との近接性、充実した鉄道網・路線バスネットワーク、川崎港を通じた海外とのつながり、高度に集積した都市機能など)
- ②先端産業・研究開発機関の集積等(約 400 の研究開発機関、高付加価値化が進んだ臨海部の重化学工業・素材産業、環境・エネルギー等の先端産業、殿町地区(キングスカイフロント)を中心とする生命科学・医療分野の企業・研究機関の集積、市内に立地する多様な大学との連携など)
- ③豊富な文化・芸術資源等(「ミューザ川崎シンフォニーホール」を中心とした音楽のまちづくり、市内に数多く存在する映像資源を活用した映像のまちづくり、「川崎フロンターレ」をはじめとする「かわさきスポーツパートナー」等との連携によるスポーツのまちづくりなど)
- ④水と緑の豊かな自然環境(本市の自然、産業、歴史、文化等に深いかかわりのある多摩川、伝統文化・科学・芸術など個性豊かな施設を有する生田緑地 など)

3 新たな飛躍に向けたチャンス

川崎がさらに飛躍するチャンスを最大限に活用しながら、取組を進めます。

- ①国の成長戦略(本市全域を含む東京圏が国家戦略特区「国際ビジネス・イノベーションの拠点」に指定、羽田空港の更なる国際化、水素社会の実現に向けた取組の展開)
- ②首都圏の活力(東京 2020 オリンピック・パラリンピックに向けたハード・ソフト両面での環境整備、大会の開催を契機とした訪日観光客の増加)

第2章 人口ビジョン

人口ビジョンは、創生法第10条に基づき、本市の総合戦略の基礎資料とするため、平成29年5月に公表した「川崎市総合計画第2期実施計画の策定に向けた将来人口推計」をもとに、本市の人口の現状分析を踏まえた課題を整理するとともに、国の「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」を勘案しつつ、将来人口のシミュレーションと今後の本市のめざすべき方向を示すものです。なお、対象期間は国の「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」と同様に平成72（2060）年までとします。

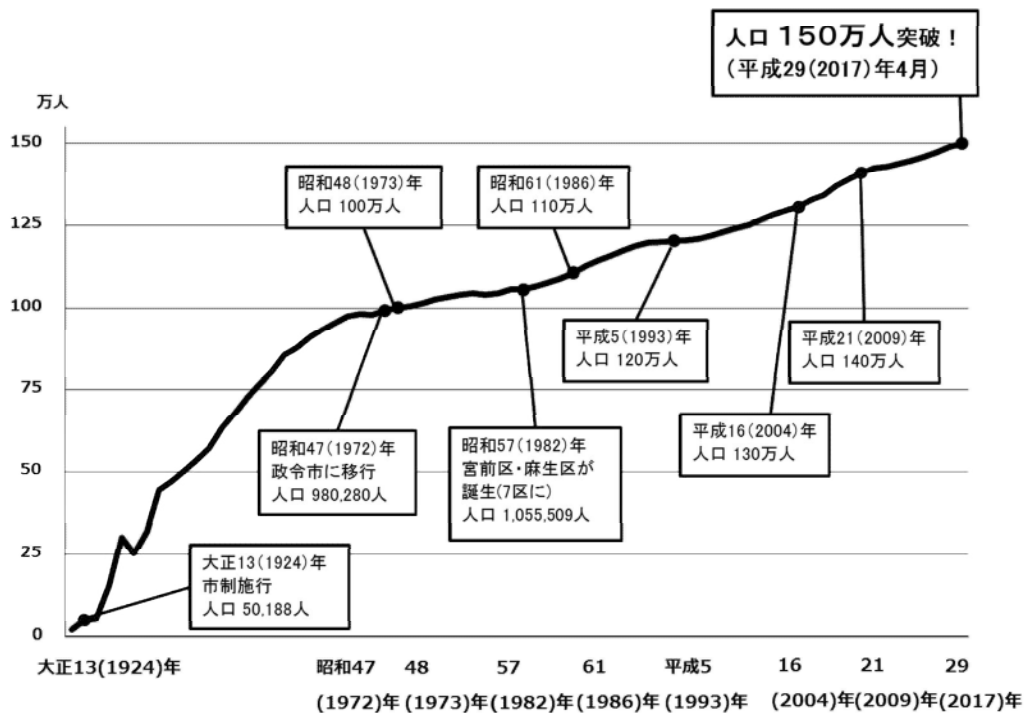
1 人口の現状分析

(1) 人口動向分析

ア 総人口及び年齢3区分別人口の推移

本市の総人口は、現在も増加を続けており、年齢3区分別に人口の推移をみると、65歳以上人口は増加傾向にあり、平成27（2015）年には昭和55（1980）年の約4.8倍と伸びが大きくなっています。一方、高齢化率（65歳以上人口の割合）で見ると、増加傾向にあるものの、大都市の中で最も低くなっています。15-64歳人口は、これまで増加傾向にあったものの、平成27（2015）年には減少に転じています。また、0-14歳人口は、平成12（2000）年までは減少傾向にありましたが、その後増加傾向に転じ、平成27（2015）年に再度減少に転じています。

図表1 川崎市の人口の推移



資料：川崎市作成資料

図表2 本市の年齢3区分別人口の推移

	総数 ※1	年少人口 (0～14歳)	生産年齢人口 (15～64歳)	老年人口 (65歳以上)	構成割合 ※2		
					0-14歳	15-64歳	65歳以上
S55年 (1980年)	1,040,802	238,647	743,092	58,238	22.9%	71.5%	5.6%
S60年 (1985年)	1,088,624	219,529	794,913	74,060	20.2%	73.0%	6.8%
H2年 (1990年)	1,173,603	193,536	883,707	93,798	16.5%	75.5%	8.0%
H7年 (1995年)	1,202,820	173,707	907,801	120,373	14.5%	75.5%	10.0%
H12年 (2000年)	1,249,905	170,670	923,655	154,704	13.7%	73.9%	12.4%
H17年 (2005年)	1,327,011	174,264	957,712	194,176	13.1%	72.2%	14.6%
H22年 (2010年)	1,425,512	185,571	988,540	237,298	13.1%	70.0%	16.8%
H27年 (2015年)	1,475,213	184,135	972,976	279,482	12.8%	67.7%	19.5%

※1 総数には「年齢不詳」を含む。 ※2 構成割合は「年齢不詳」を除いて算出

資料：国勢調査結果

図表3 高齢化率

65歳以上人口割合 (%)	
北九州市	29.3
静岡市	28.6
神戸市	27.1
新潟市	27.0
堺市	26.9
京都市	26.7
浜松市	26.4
大阪市	25.3
札幌市	24.9
千葉市	24.9
岡山市	24.7
名古屋市	24.2
熊本市	24.2
相模原市	23.9
広島市	23.7
横浜市	23.4
さいたま市	22.8
仙台市	22.6
東京都区部	22.0
福岡市	20.7
川崎市	19.5

資料：平成27(2015)年版

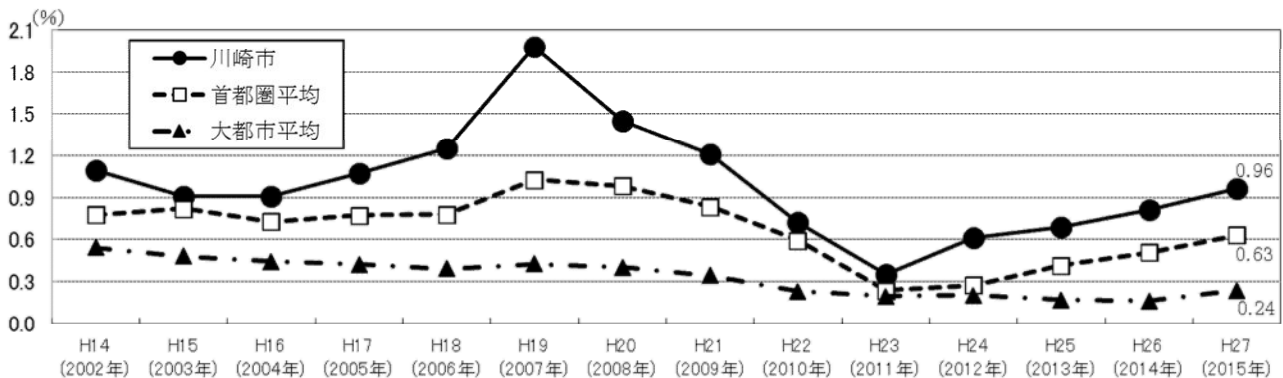
大都市データランキング

カワサキをカイセキ!

(平成27(2015)年国勢調査結果)

本市の人口増加比率は、大都市や首都圏（さいたま市、千葉市、東京都区部、川崎市、横浜市、相模原市）と比較しても高い数値となっており、人の集まるまちとなっています。

図表4 人口増加比率の推移

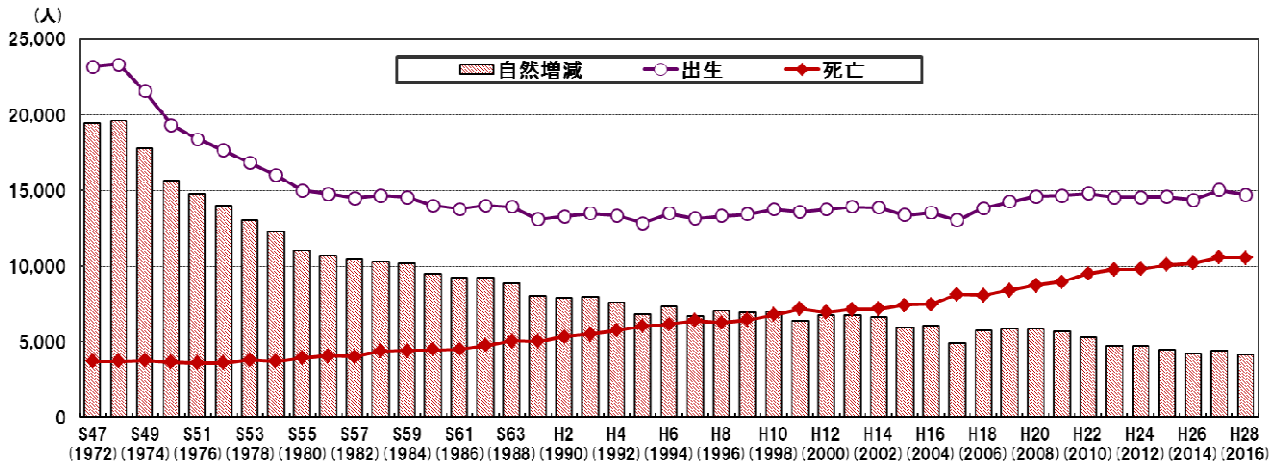


資料：平成27(2015)年版 大都市データランキング カワサキをカイセキ!

イ 自然動態（出生数、死亡数、合計特殊出生率）の推移

本市の出生数は、年度による増減があるものの、ほぼ横ばいとなっていますが、死亡数が増加傾向のため、自然増減全体では増加幅が縮小傾向となっています。

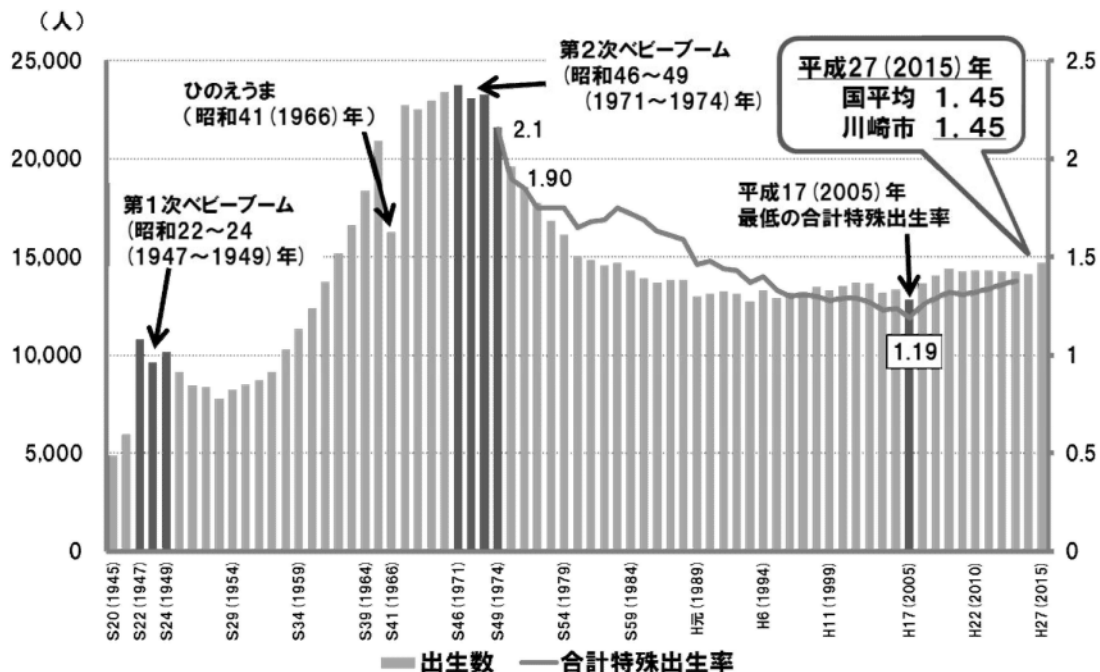
図表5 自然動態の推移



資料：川崎市人口動態

また、本市の合計特殊出生率は、上昇傾向にあり、全国平均と同程度の水準となっています。

図表6 川崎市の出生数と合計特殊出生率の推移

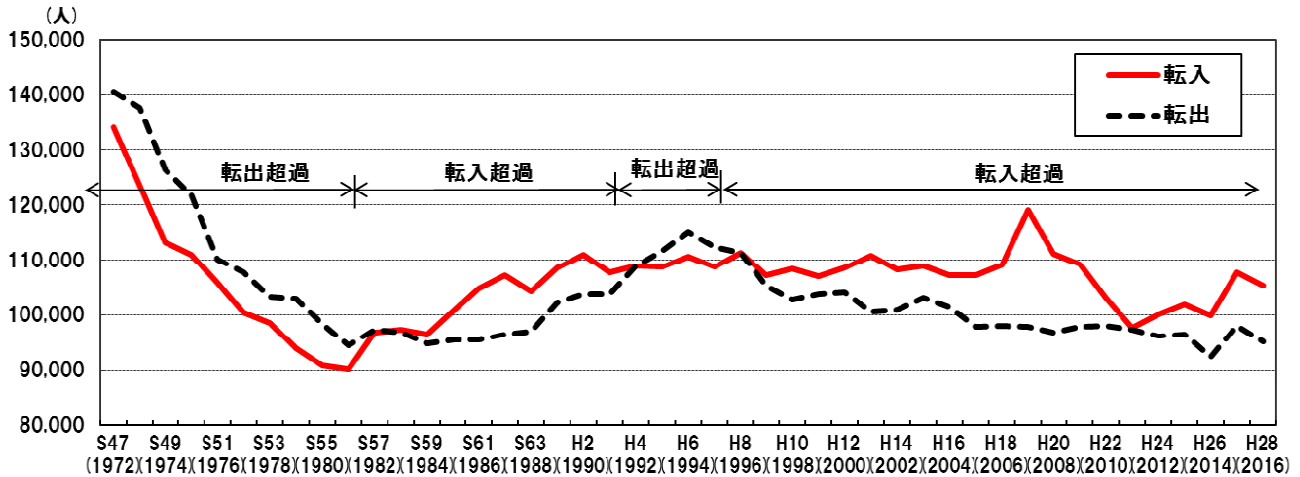


資料：川崎市統計書、川崎市健康福祉年報

ウ 社会動態（転入数、転出数）の推移

本市の社会動態は、平成 9 (1997) 年から転入超過が続き、平成 19 (2007) 年にピークとなりました。その後、転入超過は、平成 23 (2011) 年まで縮小傾向でしたが、平成 24 (2012) 年以降は、拡大傾向に転じています。

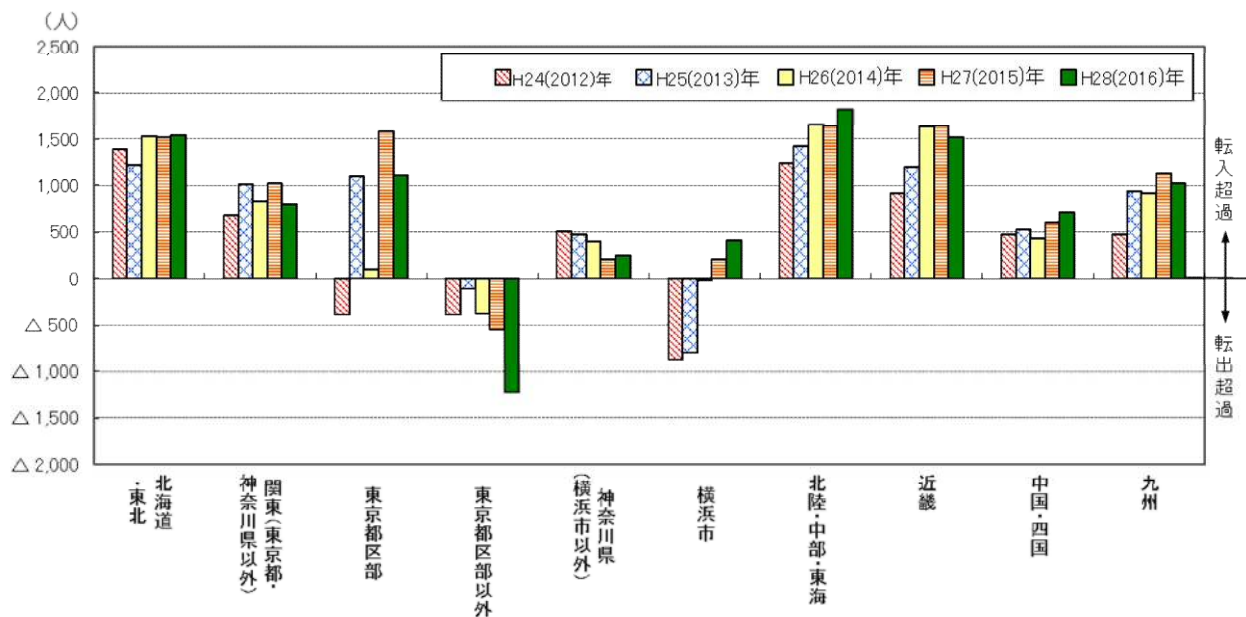
図表 7 社会動態の推移



資料：川崎市人口動態

本市の移動人口の推移を地域ブロック別にみると、北海道・東北、関東（東京都、神奈川県以外）、北陸・中部・東海、近畿、中国・四国及び九州からの転入超過が続く一方で、東京都区部以外への転出超過が続いています。また、横浜市へはこれまで転出超過が続いていましたが、平成 27 (2015) 年に転入超過に転じ、2年続けての転入超過となりました。

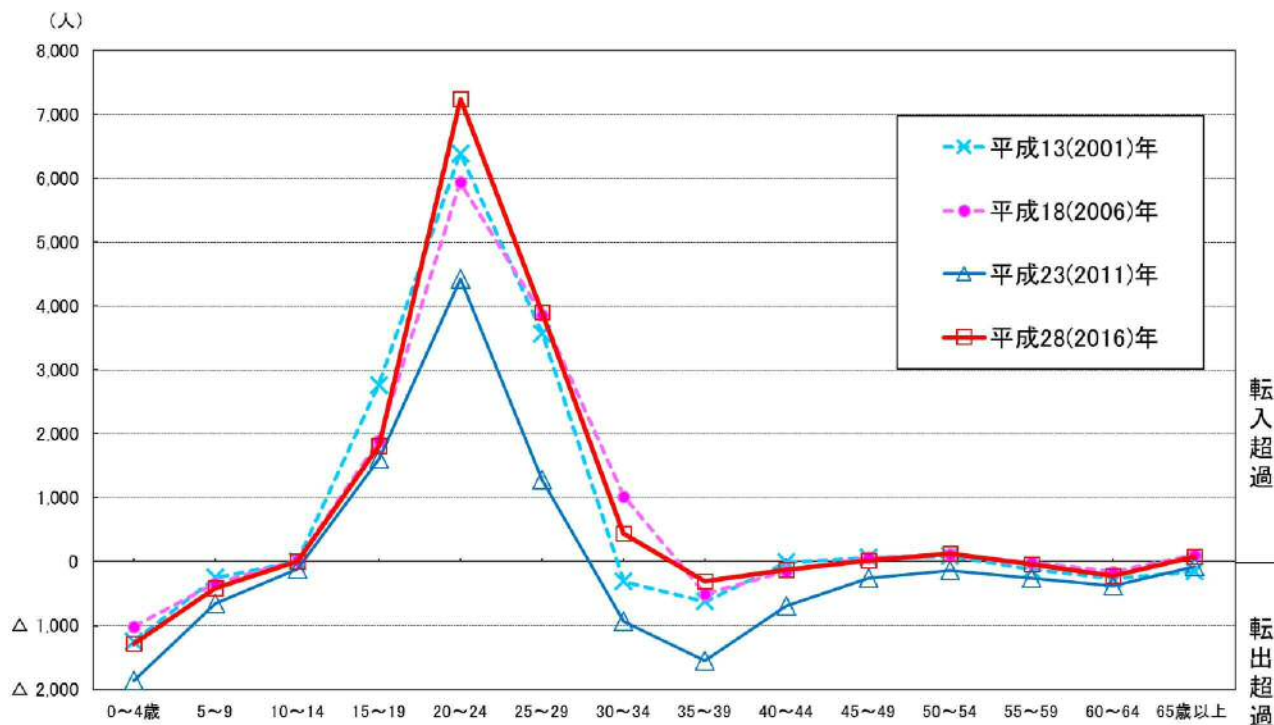
図表 8 地域ブロック別移動人口の推移



資料：川崎市人口動態

年齢5歳階級別に社会増減の推移を5年ごとにみると、いずれの年も15～29歳で転入超過となり、0～9歳、35～44歳及び55～64歳で転出超過となっています。

図表9 年齢5歳階級別社会増減の推移



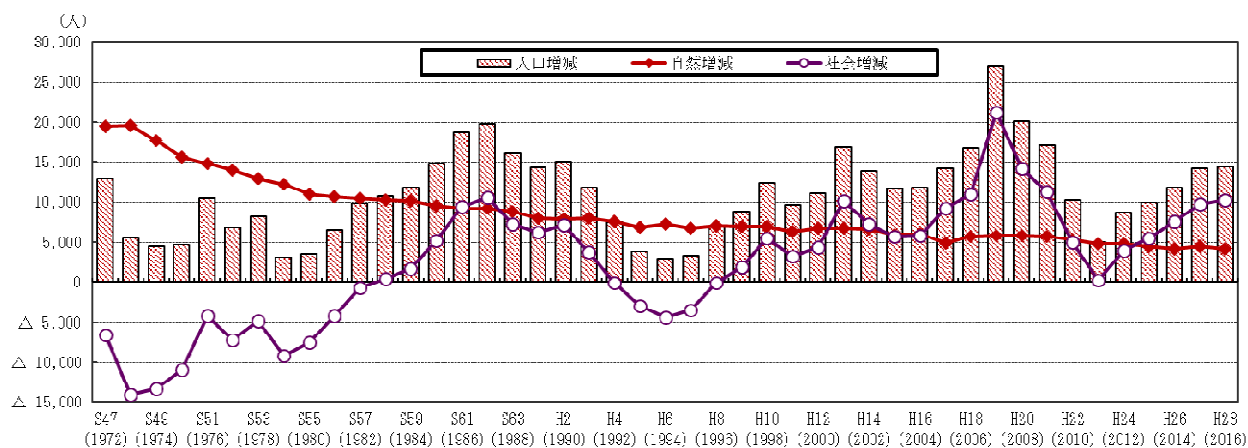
(注)職権処理による移動を除く。

資料：川崎市人口動態

エ 人口動態の推移

本市の人口動態は、一貫して増加となっていますが、その増加幅は近年では、平成19(2007)年にピークとなった後、平成23(2011)年までは縮小傾向となりました。しかし、その後は前年を上回る人口増加が続いています。

図表10 人口動態の推移



資料：川崎市人口動態

図表 11 人口動態の推移

	人口増減	自然増減	出生	死亡	社会増減 a-b	転入 a	うち	転出 b	うち
							市外から		市外へ
昭和47(1972)年	12,935	19,470	23,175	3,705	-6,535	133,916	104,792	140,451	108,941
48(1973)年	5,538	19,600	23,325	3,725	-14,062	123,437	98,736	137,499	110,691
49(1974)年	4,504	17,787	21,552	3,765	-13,283	113,101	90,533	126,384	102,323
50(1975)年	4,742	15,675	19,323	3,648	-10,933	110,900	84,599	121,833	93,503
51(1976)年	10,545	14,791	18,383	3,592	-4,246	105,782	85,872	110,028	89,203
52(1977)年	6,834	14,030	17,648	3,618	-7,196	100,462	82,270	107,658	87,890
53(1978)年	8,191	13,027	16,833	3,806	-4,836	98,516	81,214	103,352	85,696
54(1979)年	3,159	12,293	16,010	3,717	-9,134	93,862	78,174	102,996	86,467
55(1980)年	3,552	11,059	15,003	3,944	-7,507	90,850	75,345	98,357	82,297
56(1981)年	6,516	10,699	14,775	4,076	-4,183	90,184	75,963	94,367	80,117
57(1982)年	9,842	10,480	14,502	4,022	-638	96,762	79,873	97,400	80,854
58(1983)年	10,793	10,293	14,671	4,378	500	97,352	79,082	96,852	78,183
59(1984)年	11,829	10,156	14,546	4,390	1,673	96,535	77,542	94,862	75,910
60(1985)年	14,793	9,526	14,003	4,477	5,267	100,697	80,852	95,430	75,602
61(1986)年	18,726	9,250	13,773	4,523	9,476	104,877	86,452	95,401	76,602
62(1987)年	19,805	9,246	13,999	4,753	10,559	107,100	89,702	96,541	79,090
63(1988)年	16,151	8,860	13,920	5,060	7,291	104,304	87,509	97,013	80,524
平成元(1989)年	14,330	8,052	13,090	5,038	6,278	108,446	90,945	102,168	84,554
2(1990)年	15,097	7,933	13,279	5,346	7,164	110,989	92,870	103,825	85,846
3(1991)年	11,793	8,007	13,494	5,487	3,786	107,601	90,682	103,815	86,980
4(1992)年	7,542	7,620	13,356	5,736	-78	108,807	90,567	108,885	90,825
5(1993)年	3,888	6,823	12,855	6,032	-2,935	108,686	89,108	111,621	92,153
6(1994)年	2,936	7,323	13,476	6,153	-4,387	110,517	88,600	114,904	93,296
7(1995)年	3,325	6,747	13,146	6,399	-3,422	108,772	86,957	112,194	90,704
8(1996)年	7,011	7,044	13,309	6,265	-33	111,293	87,329	111,326	87,703
9(1997)年	8,867	6,962	13,423	6,461	1,905	107,221	86,263	105,316	84,666
10(1998)年	12,452	6,973	13,756	6,783	5,479	108,315	87,750	102,836	82,631
11(1999)年	9,625	6,404	13,590	7,186	3,221	106,963	86,336	103,742	83,402
12(2000)年	11,165	6,800	13,755	6,955	4,365	108,528	87,846	104,163	83,709
13(2001)年	16,929	6,786	13,931	7,145	10,143	110,726	91,080	100,583	81,173
14(2002)年	13,942	6,675	13,861	7,186	7,267	108,200	88,254	100,933	81,164
15(2003)年	11,710	5,949	13,379	7,430	5,761	108,850	89,334	103,089	83,406
16(2004)年	11,871	6,059	13,542	7,483	5,812	107,174	87,497	101,362	81,728
17(2005)年	14,185	4,911	13,045	8,134	9,274	107,188	88,009	97,914	78,824
18(2006)年	16,811	5,762	13,849	8,087	11,049	109,046	90,248	97,997	79,413
19(2007)年	27,050	5,842	14,252	8,410	21,208	119,097	99,132	97,889	78,264
20(2008)年	20,130	5,870	14,609	8,739	14,260	111,132	92,519	96,872	78,445
21(2009)年	17,066	5,704	14,650	8,946	11,362	109,157	90,433	97,795	79,224
22(2010)年	10,283	5,281	14,799	9,518	5,002	103,058	85,053	98,056	79,916
23(2011)年	5,037	4,758	14,544	9,786	279	97,586	80,051	97,307	79,659
24(2012)年	8,715	4,758	14,565	9,807	3,957	100,042	82,344	96,085	77,622
25(2013)年	9,973	4,491	14,575	10,084	5,482	101,889	83,675	96,407	74,933
26(2014)年	11,812	4,211	14,395	10,184	7,601	99,953	82,894	92,352	73,526
27(2015)年	14,171	4,444	15,015	10,571	9,727	107,700	88,434	97,973	76,855
28(2016)年	14,441	4,167	14,722	10,555	10,274	105,390	87,445	95,116	76,224

資料：川崎市人口動態

オ 就業状況について

市内の有効求人倍率は、県内や全国と比べて低い傾向にあります。また、平成22(2010)年国勢調査の結果によると、就業者に占める市外への通勤者の割合は大都市の中で最も高い一方、市外からの通勤者の割合も高くなっており、就業に伴う人の流動性が高くなっています。

図表 12 有効求人倍率の推移

本市の有効求人倍率の推移

平成23(2011)年度	0.44
平成24(2012)年度	0.57
平成25(2013)年度	0.63
平成26(2014)年度	0.72
平成27(2015)年度	0.84
平成28(2016)年度	0.92

神奈川県の有効求人倍率の推移

平成23(2011)年度	0.50
平成24(2012)年度	0.59
平成25(2013)年度	0.73
平成26(2014)年度	0.86
平成27(2015)年度	0.96
平成28(2016)年度	1.06

全国の有効求人倍率の推移

平成23(2011)年度	0.68
平成24(2012)年度	0.82
平成25(2013)年度	0.97
平成26(2014)年度	1.11
平成27(2015)年度	1.23
平成28(2016)年度	1.39

資料：川崎・川崎北公共職業安定所
「統計月報」ほか
※川崎公共職業安定所の数値には
横浜市鶴見区分を含んでいます。

図表 13 通勤の状況

昼間人口における就業者に占める市外からの通勤者割合(%)		夜間人口における就業者に占める市外への通勤者割合(%)	
大阪市	52.1	1 川崎市	53.1
東京都区部	43.0	2 相模原市	48.7
川崎市	41.5	3 さいたま市	45.3
さいたま市	36.5	4 堺市	40.1
千葉市	35.8	5 千葉市	39.8
堺市	32.7	6 横浜市	37.2
名古屋市	31.4	7 神戸市	22.7
相模原市	25.6	8 名古屋市	19.0
福岡市	25.5	9 大阪市	17.2
神戸市	25.2	10 京都市	14.2
横浜市	24.9	11 広島市	13.7
京都市	23.2	12 熊本市	13.4
仙台市	20.0	13 岡山市	12.6
岡山市	17.6	14 浜松市	10.3
熊本市	16.5	15 仙台市	9.9
北九州市	14.0	16 北九州市	9.8
広島市	12.9	17 福岡市	9.6
静岡市	11.4	18 新潟市	8.3
新潟市	9.9	19 東京都区部	7.9
浜松市	9.2	20 静岡市	7.1
札幌市	7.6	21 札幌市	6.5
平均	24.6	平均	21.3
平成22年国勢調査 就業者数(市外から流入)÷昼間人口における就業者総数×100		平成22年国勢調査 就業者数(市外へ流出)÷夜間人口における就業者総数×100	

資料：平成25(2013)年度大都市比較統計年表から見た川崎市
(平成22(2010)年国勢調査結果)

本市の事業所数及び従業者数は、平成26(2014)年に上昇に転じたものの、平成28(2016)年に再度減少に転じております。

図表 14 本市の事業所数及び従業者数の推移

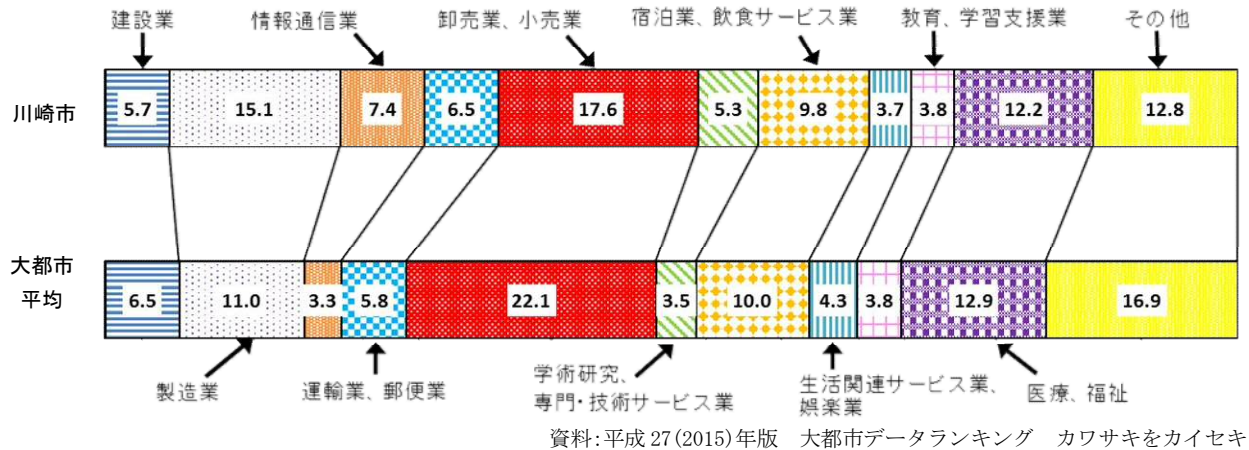
	事業所数(単位:事業所)		従業者数(単位:人)					
	総数	増減	総数	増減	男	増減	女	増減
平成21(2009)年	43,525		517,728		320,640		195,815	
平成24(2012)年	40,916	△ 2,609	514,781	△ 2,947	312,788	△ 7,852	199,619	3,804
平成26(2014)年	43,149	2,233	584,131	69,350	350,058	37,270	233,302	33,683
平成28(2016)年	41,028	△ 2,121	544,782	△ 39,349	322,500	△ 27,558	219,241	△ 14,061

※平成28(2016)年は速報値。また、従業者数の総数は不詳が含まれているため男女の合計と一致しません。

資料：経済センサス調査結果

本市の産業別に従業者数の割合をみると、本市で働く従業者数の割合は「製造業」、「情報通信業」「運輸業、郵便業」及び「学術研究、専門・技術サービス業」が大都市平均より上回っています。

図表 15 産業（大分類）別従業者数の割合



本市の学術・開発研究機関の従業者割合をみると、政令指定都市及び東京都区部と比較して、最も大きな割合を示しています。

図表 16 学術・開発研究機関の従業者割合

学術・開発研究機関の従業者割合 (%)	
川崎市	1.64
横浜市	1.16
神戸市	0.62
仙台市	0.57
千葉市	0.54
相模原市	0.47
さいたま市	0.40
京都市	0.32
東京都区部	0.29
浜松市	0.29
札幌市	0.26
新潟市	0.22
名古屋市	0.18
大阪市	0.18
静岡市	0.16
福岡市	0.16
広島市	0.15
北九州市	0.14
熊本市	0.09
堺市	0.06
岡山市	0.06

平成26年経済センサス基礎調査
学術・開発研究機関従業者数 ÷ 全産業従業者数 × 100

資料：平成 27 (2015) 年版
大都市データランキン グ
カワサキをカイセキ！

(2) 将来人口の推計と分析

ア 推計方法

(7) 推計の前提条件

推計期間については、平成 27(2015)年の国勢調査による人口を基準人口とし、平成 72(2060)年までとします。

(イ) 推計の内容

性年齢別人口の推計手法として代表的な推計手法である「コーホート要因法」¹による推計に、大規模住居系開発の見込みによる想定増加人口を加えています。

イ 総人口、年齢3区分別人口の推計

総人口は、平成 42(2030)年まで増加し、ピーク時は 158.7 万人に達するものと見込まれます。

図表 17 将来人口の推計結果

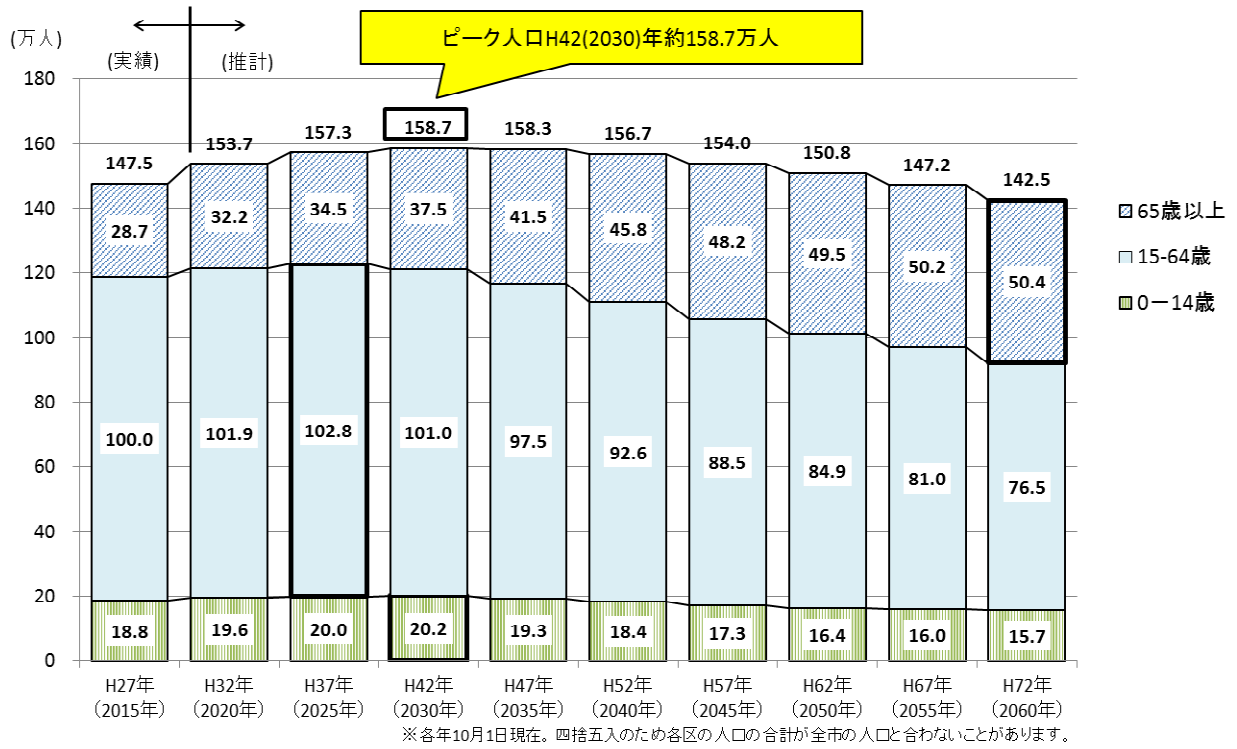
	H27年 (2015年)	H32年 (2020年)	H37年 (2025年)	H42年 (2030年)	H47年 (2035年)	H52年 (2040年)	H57年 (2045年)	H62年 (2050年)	H67年 (2055年)	H72年 (2060年)
人口総数	1,475,200	1,537,000	1,572,700	1,586,900	1,583,200	1,567,200	1,539,700	1,508,100	1,471,800	1,425,100
男性	749,000	774,900	787,400	789,100	782,100	769,500	751,400	731,200	708,300	680,300
女性	726,200	762,000	785,400	797,800	801,100	797,700	788,200	776,900	763,600	744,800
0-14歳	187,700	195,600	200,100	201,900	193,200	183,700	172,600	164,300	159,800	156,800
うち0-4歳	66,200	73,600	71,700	69,600	64,900	60,900	57,400	56,000	55,900	54,500
15-64歳	1,000,100	1,019,100	1,028,100	1,009,900	974,900	925,800	885,300	848,900	810,400	764,700
65歳以上	287,300	322,200	344,600	375,100	415,100	457,700	481,800	494,800	501,700	503,600
うち75歳以上	132,100	168,800	205,200	218,700	222,800	237,900	265,400	297,100	312,000	314,800
0-14歳(%)	12.7%	12.7%	12.7%	12.7%	12.2%	11.7%	11.2%	10.9%	10.9%	11.0%
うち0-4歳	4.5%	4.8%	4.6%	4.4%	4.1%	3.9%	3.7%	3.7%	3.8%	3.8%
15-64歳(%)	67.8%	66.3%	65.4%	63.6%	61.6%	59.1%	57.5%	56.3%	55.1%	53.7%
65歳以上(%)	19.5%	21.0%	21.9%	23.6%	26.2%	29.2%	31.3%	32.8%	34.1%	35.3%
うち75歳以上(%)	9.0%	11.0%	13.0%	13.8%	14.1%	15.2%	17.2%	19.7%	21.2%	22.1%
対2015年人口総数	0	61,800	97,500	111,700	107,900	92,000	64,500	32,900	▲ 3,400	▲ 50,100

年齢3区分別人口で見ると、0-14歳人口は、平成 42(2030)年まで増加を続け、20.2 万人をピークとしてその後は減少を続け、平成 72(2060)年には 15.7 万人となります。15~64歳人口は、平成 37(2025)年まで増加を続け、102.8 万人をピークとしてその後は減少に転じます。65歳以上人口は、今後増加を続け、平成 72(2060)年には 50.4 万人となります。

構成比で見ると 0-14歳人口は、平成 32(2020)年まで増加を続け、その後は減少傾向となる見込みとなっています。15-64歳人口は、将来にわたって減少傾向となる見込みとなっています。65歳以上人口の割合は、平成 72(2060)年まで増加が続くと見込まれます。

¹ コーホート要因法：コーホートとは、ある年又はある期間に出生した人たちのことであり、これを 1つの集団とします。コーホート要因法では、その集団ごとの出生率や死亡率などを計測し、その変化率から将来の人口を予測するものです。

図表 18 年齢3区分別将来人口の推計結果

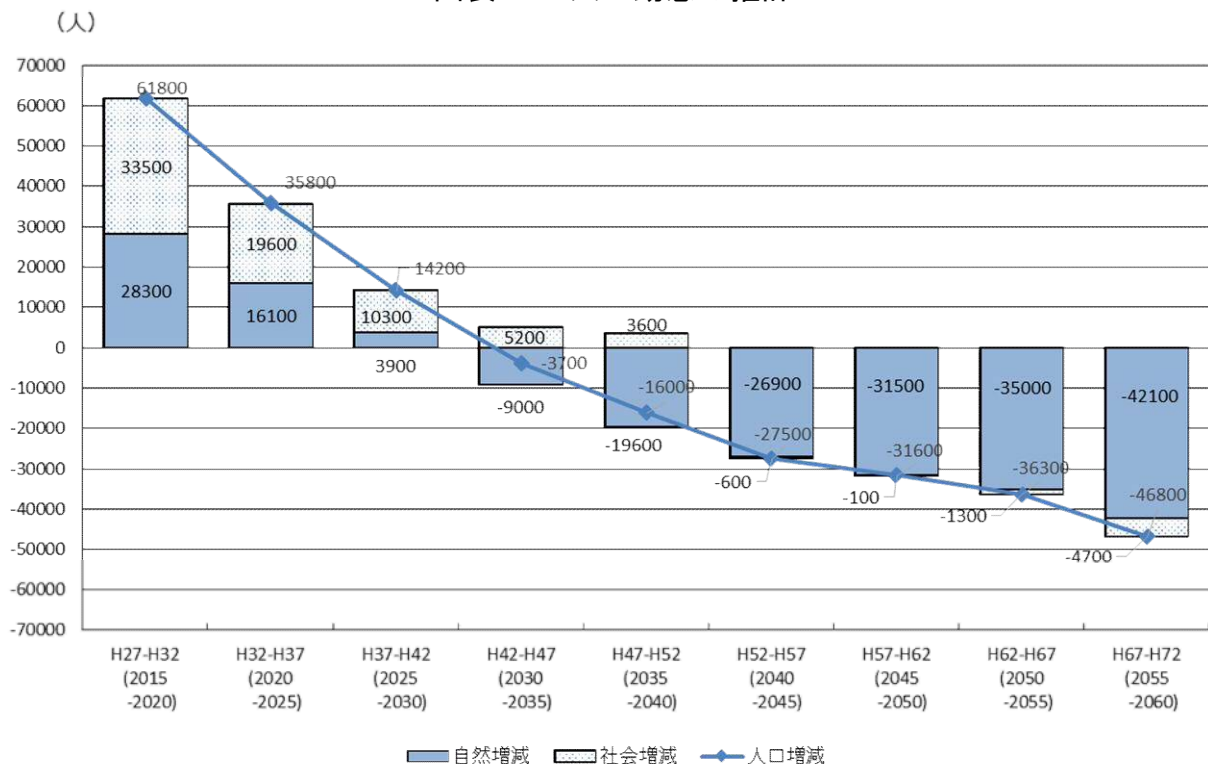


ウ 人口動態（自然動態、社会動態）の推計

自然動態は一貫して減少傾向をたどり、平成 42(2030)年から平成 47(2035)年の期間に自然増から自然減に転じます。社会動態も同じく、一貫して減少傾向をたどり、平成 52(2040)年から平成 57(2045)年の期間に自然増から自然減に転じます。

自然動態と社会動態を合わせた人口動態は、一貫して減少傾向をたどり、平成 42(2030)年から平成 47(2035)年の期間に減少に転じます。これまでは、安定した自然増により人口増を実現してきましたが、今後は自然減により人口減となることが見込まれます。

図表 19 人口動態の推計

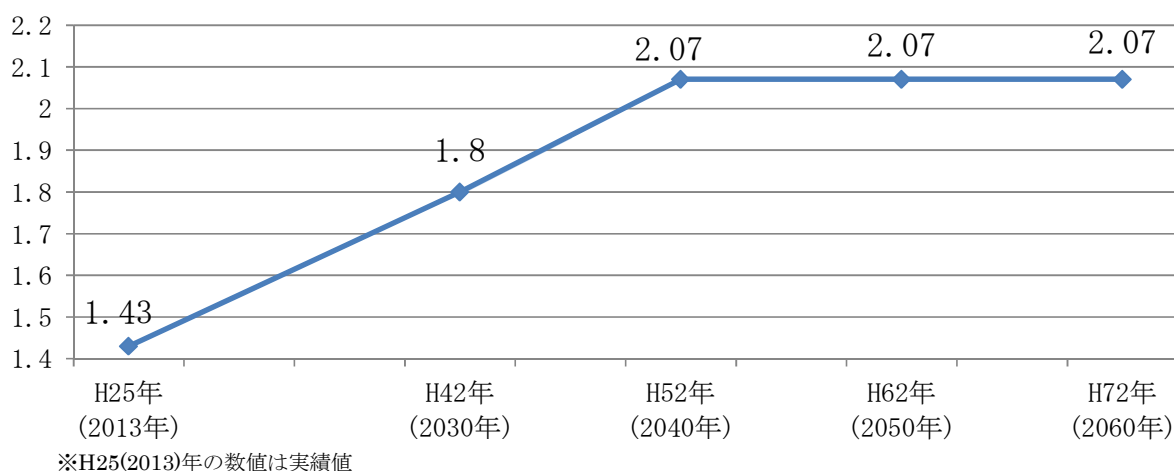


2 将来人口のシミュレーション

(1) シミュレーションにあたって

国の「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」では、若い世代の結婚・子育ての希望が実現した場合の合計特殊出生率である「国民希望出生率＝1.8」が平成42(2030)年までに達成され、平成52(2040)年を目途に、人口規模が長期的に維持される水準である「人口置換水準＝2.07」に上昇した場合、平成72(2060)年に総人口1億人程度が確保されると見込んでいます。本市の将来人口のシミュレーションにあたっては、国の人口の将来展望の見込みを勘案し、シミュレーションを行います。

図表 20 国の「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」における合計特殊出生率の想定



(2) 前提条件

ア 合計特殊出生率の想定

合計特殊出生率は、起点を現在の本市全体の合計特殊出生率（1.45）とし、国の将来展望で想定する値（2.07）まで上昇するよう設定しています。国の将来展望で想定する値に到達後は一定としています。

イ 社会動態の想定

社会動態は、第2章1－(2)「将来人口の推計と分析」における推計で使用した移動率の値と同じに設定しています。

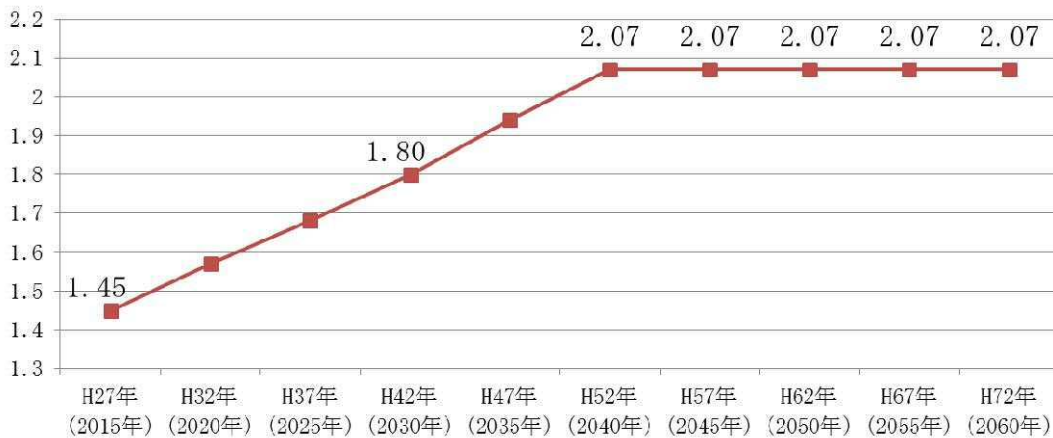
(3) シミュレーション結果

ア シミュレーションのシナリオ

合計特殊出生率が平成 52(2040)年に 2.07 まで上昇

本市においても、国の将来展望における合計特殊出生率の想定年次 (H42[2030]):1.8 H52[2040]:2.07) でシミュレーションを行うと、次のとおりの結果になります。なお、起点となる平成 27(2015)年は本市の直近の実績値 (H27[2015]:1.45)としています。

図表 21 シナリオにおける合計特殊出生率の想定

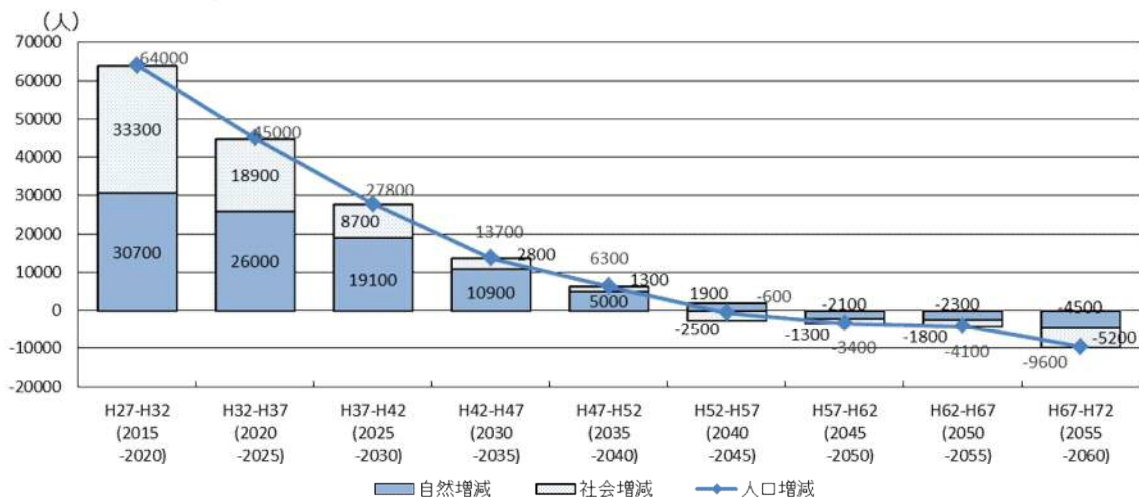


イ 人口動態（自然動態、社会動態）のシミュレーション結果

自然動態は一貫して減少傾向をたどり、平成 57(2045)年から平成 62(2050)年の期間に自然増から自然減に転じます。社会動態も同じく、一貫して減少傾向をたどり、平成 52(2040)年から平成 57(2045)年の期間に自然増から自然減に転じます。

自然動態と社会動態を合わせた人口動態は、一貫して減少傾向をたどり、平成 57(2045)年から平成 62(2050)年の間に減少に転じます。

図表 22 シナリオによる人口動態シミュレーション結果



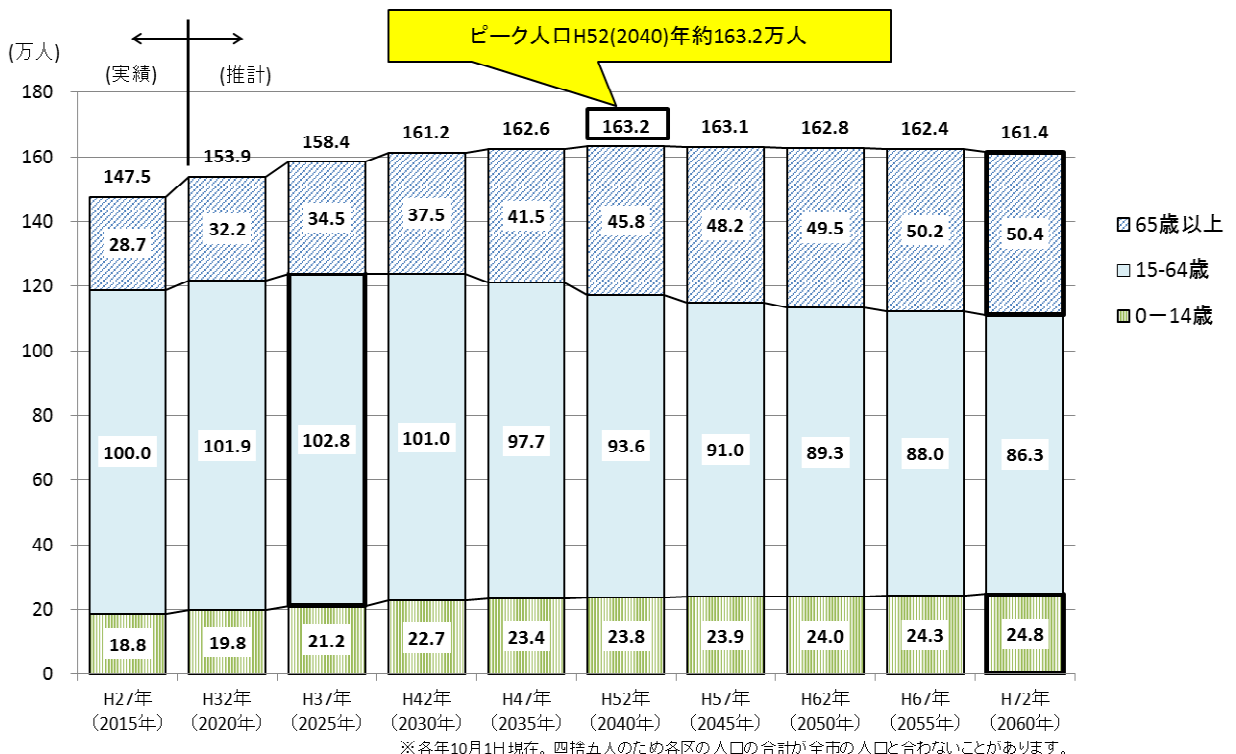
ウ 総人口及び年齢3区分別人口のシミュレーション結果

本市における総人口は、平成 52(2040)年まで増加し、ピーク時は 163.2 万人に達します。0-14 歳人口は、合計特殊出生率の上昇により出生数は増加傾向を続けた結果、今後増加を続け、平成 72 (2060) 年には 24.7 万人となります。15-64 歳人口は、平成 37(2025)年まで増加を続け、102.8 万人をピークとして、その後は減少に転じます。65 歳以上人口は、今後増加を続け、平成 72(2060)年には 50.4 万人となります。

構成比別でみると 0~14 歳人口及び 65 歳以上人口は平成 72(2060)年がピークとなります。生産年齢人口の 15~64 歳人口は平成 27(2015)年がピークとなり、以降は減少が続きます。

図表 23 シナリオによるシミュレーション結果

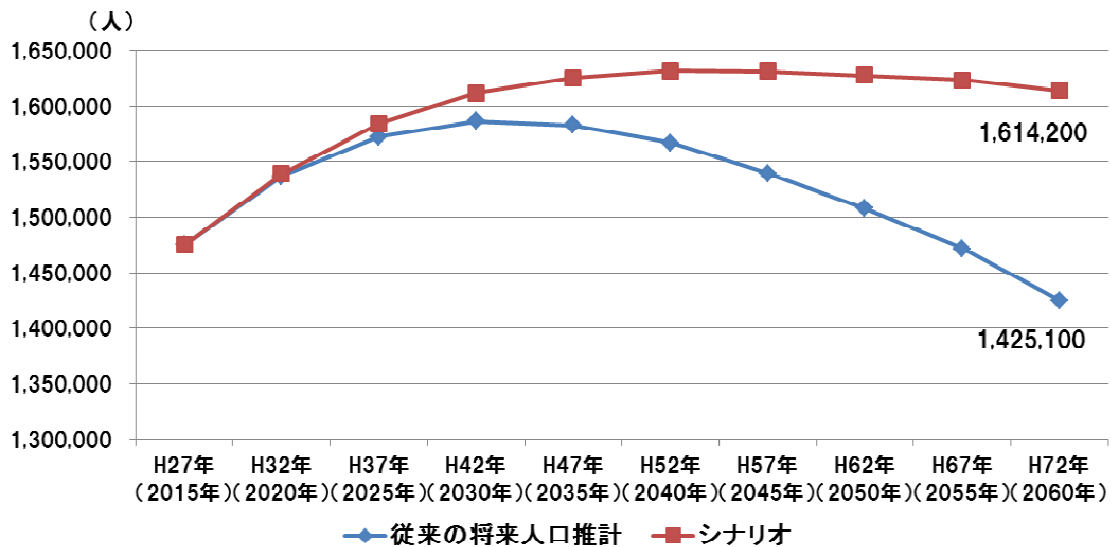
	H27年 (2015年)	H32年 (2020年)	H37年 (2025年)	H42年 (2030年)	H47年 (2035年)	H52年 (2040年)	H57年 (2045年)	H62年 (2050年)	H67年 (2055年)	H72年 (2060年)
人口総数	1,475,200	1,539,200	1,584,200	1,612,000	1,625,700	1,632,000	1,631,400	1,628,000	1,623,900	1,614,200
男性	749,000	776,100	793,300	802,000	804,100	803,000	798,900	793,200	786,800	777,800
女性	726,200	763,100	790,900	810,000	821,600	829,000	832,500	834,800	837,100	836,400
0-14歳	187,700	197,900	211,600	227,000	233,700	237,900	239,400	239,800	242,700	247,900
うち0-4歳	66,200	75,800	81,100	84,100	84,000	84,600	85,300	84,500	87,500	91,000
15-64歳	1,000,100	1,019,100	1,028,100	1,009,900	976,900	936,400	910,100	893,300	879,500	862,800
65歳以上	287,300	322,200	344,600	375,100	415,100	457,700	481,800	494,800	501,700	503,600
うち75歳以上	132,100	168,800	205,200	218,700	222,800	237,900	265,400	297,100	312,000	314,800
0-14歳(%)	12.7%	12.9%	13.4%	14.1%	14.4%	14.6%	14.7%	14.7%	14.9%	15.4%
うち0-4歳	4.5%	4.9%	5.1%	5.2%	5.2%	5.2%	5.2%	5.2%	5.4%	5.6%
15-64歳(%)	67.8%	66.2%	64.9%	62.6%	60.1%	57.4%	55.8%	54.9%	54.2%	53.5%
65歳以上(%)	19.5%	20.9%	21.8%	23.3%	25.5%	28.0%	29.5%	30.4%	30.9%	31.2%
うち75歳以上(%)	9.0%	11.0%	13.0%	13.6%	13.7%	14.6%	16.3%	18.2%	19.2%	19.5%
対2015年人口総数	0	64,000	109,000	136,800	150,500	156,800	156,200	152,800	148,700	139,000



イ シミュレーション結果

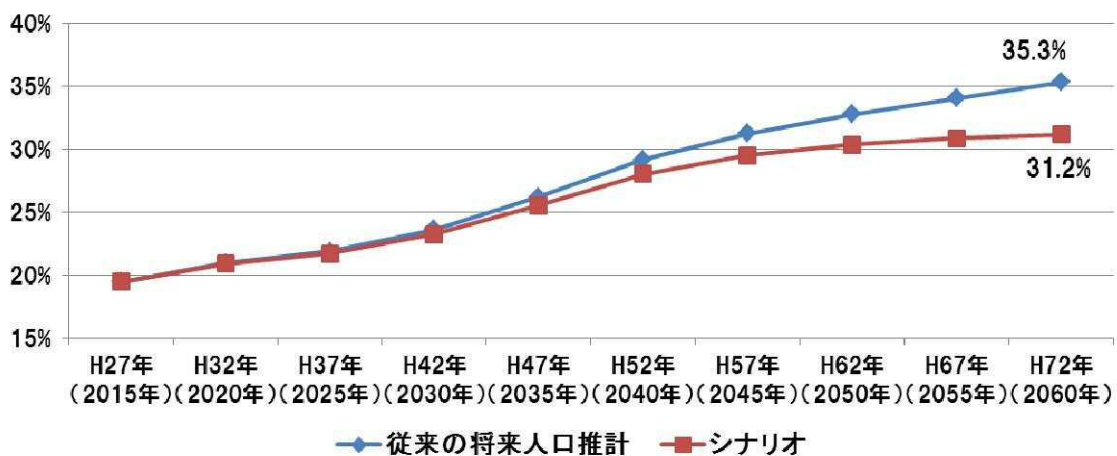
シナリオは、平成 72(2060)年でも人口が 150 万人以上を維持するとのシミュレーション結果になります。これは、第 2 章 1 - (2)「将来人口の推計と分析」での、現状の条件の下に得られた結果である 142.5 万人と比較すると、人口減少に一定の歯止めがかかると見込まれることとなります。

図表 24 シナリオによる総人口のシミュレーション結果比較



設定したシナリオの実現は極めて困難と考えられますが、急速な人口減少を緩和する取組が必要となります。

図表 25 シナリオによる高齢化率のシミュレーション結果比較

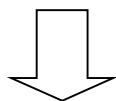


3 人口の変化が地域に与える影響と今後のめざすべき方向

(1) 総人口の推移及び将来人口推計について

本市の人口は、全国的には人口減少社会に転換している中でも、引き続き増加を続けています。人口増加比率は大都市の中で最も高く²なっており、近年は全国的に見ても著しい人口増加が続いています。今後 12 年程度は増加傾向が続き、平成 42(2030)年には人口が 158.7 万人となりピークを迎えるものと想定されていますが、その後は、減少に転じる見込みとなっています。

また、人口動態については、今後も一定の社会増が見込まれる一方、自然動態では、平成 42(2030)年から平成 47(2035)年の間には自然減となり、以降、減少幅が拡大することや、さらに平成 42(2030)年から平成 47(2035)年の間には、人口動態が減少に転ずると見込まれます。



○住みやすく魅力的なまちへ

本市の人口は、平成 37(2025)年には団塊の世代が 75 歳を超えるなど、高齢者が急速に増加する中で、中長期的には子育て世代が次第に減少し、出生数が低下していくことなどにより、本市の人口構成が大きく変化していくことが見込まれており、このような変化に伴い、社会の活力が低下することが懸念されています。

こうした中長期の人口動態の変化を捉えて、当面の人口増加に伴う需要への対応と将来的に訪れる人口減少の局面を見据えた多面的な市政運営が求められています。

こうした中で、都市の活力を持続していくには、子育て支援や次代を担う子ども・若者の育成、高齢者や障害者など誰もが社会で活躍できる場づくり等を進めるとともに、多世代が交流しながら、生涯を通した生きがいつくりや、健康づくり、賑わいのある拠点の形成をはじめとした活力あるまちづくりの推進などが重要となります。

近隣都市との適切な連携のもとで、川崎市の地域特性を活かし、魅力にあふれ多くの人が市内外から集まる拠点の形成とともに、誰もが安全で安心して暮らせる住みやすく魅力的なまちをめざした取組を進めていく必要があります。

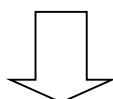
² 住民基本台帳の平成 27 年人口増加数による。

(2) 個別要素の分析を踏まえた取組の方向

ア 合計特殊出生率について

本市の合計特殊出生率は近年は緩やかな回復傾向にあり、平成 27(2015)年では、全国の 1.45 と同水準となっています。しかしながら、本市、全国ともに、人口規模が長期的に維持される水準の「人口置換水準=2.07」には届いてない状況にあります。

こうした少子化の要因としては、核家族や共働き世帯の増加に伴う子育てに関する経済的・心理的負担などが挙げられています。



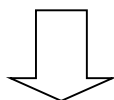
○子育てしやすいまちへ

合計特殊出生率が上昇し、社会を支える担い手となる年少人口・生産年齢人口が将来的に回復するためには、多様な子育てニーズへの適切な対応を図るとともに、就労と子育てが両立できる社会の実現に向けた子育て環境づくりを進めていく必要があります。

イ 就業状況について

本市の就業者に占める市外への通勤者の割合は、大都市の中で最も高い一方、市外からの通勤者の割合も高く、首都圏に位置する地理的特徴等により、就業に伴う人の流動性が高い状況にあります。

一方で、少子高齢化・人口減少の進展は、国内市場の縮小などをはじめ、産業を取り巻く環境に大きな影響を及ぼすとみられています。



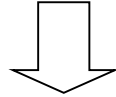
○働きやすいまちへ

人の流動性が高い本市においても、活力ある地域経済を維持するためには、成長産業の育成により産業集積を維持・強化するなど、産業を取り巻く環境の変化を的確に捉え、市内産業をさらに活性化させていくことで本市の魅力を高め、働きやすいまちをめざした取組を進めていく必要があります。

ウ 高齢化率について

本市の高齢化率は、19.5%と大都市の中で最も低くなっているものの、平成32(2020)年には21.0%となり、本市においても超高齢社会（一般的には65歳以上の人口比率が21%を超えた状態とされています。）の到来とともに、平成72(2060)年には現役世代約1.5人で1人の高齢者を支える状況となることを見込まれます。

また、核家族化や平均寿命の伸長に伴い、ひとり暮らし高齢者、高齢者夫婦のみの世帯の増加が進行しています。



○持続可能なまちへ

高齢者などはじめとした誰もが、役割と生きがいを持ち、住み慣れた地域や自らが望む場で生涯にわたって安心して暮らし続けられる持続可能なまちづくりを進めていく必要があります。

(3) 「持続可能な開発目標 (SDGs)」を踏まえた施策・事務事業の推進

国際社会全体で取り組むべき普遍的な目標として、国連で採択された「2030 アジェンダ」が掲げる「持続可能な開発目標 (SDGs)」につきましては、国が平成28(2016)年に定めた「実施指針」においても、全国の地方自治体等による積極的な取組が必要であるとされています。

住み続けられるまちづくりや経済成長、気候変動対策など、SDGsが掲げる目標は、本市を取り巻く課題と共通するものが多いことから、総合戦略においても、SDGsの理念や目標、国の動向等を踏まえながら具体的施策を実施し、SDGs達成に向けた取組の推進を担っていきます。

第3章 総合戦略

1 基本的な考え方

(1) 策定の趣旨

第2章「人口ビジョン」で示したように、本市の人口は今後も増加傾向が続き、平成42(2030)年に158万7千人でピークを迎えるものの、その後減少に転じ、平成72(2060)年には142万5千人と、人口ピークから16万人の減少が見込まれています。この間、高齢化率は平成27(2015)年の19.5%から人口ビジョンの対象期間である平成72(2060)年の35.3%まで増加し続けるとともに、年少人口は平成42(2030)年をピークにその後減少が続くなど、人口減少及び少子高齢化の進展が見込まれ、人口の推移に対応した施策が求められます。

また、国が定めた「まち・ひと・しごと創生総合戦略」（平成26(2014)年12月27日閣議決定、平成29(2017)年12月22日改訂版閣議決定）では、「地方における安定した雇用を創出する」、「若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる」、「時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する」といった基本目標が掲げられています。この基本目標の達成には、就業者の市外への流失³、有効求人倍率の低さ⁴、人口増加比率の高さ⁵、合計特殊出生率の低さ⁶、超高齢社会の到来⁷など本市の状況を踏まえ、働きやすく、住みやすく魅力的で、子育てしやすい、持続可能なまちとなるよう取組を進めていくことが重要となります。また、交通・物流の利便性や、先端産業・研究開発機関の集積、豊富な文化・芸術資源等の本市のポテンシャルを最大限に活用するとともに、自治体間連携等を積極的に進めることで、本市のみならず、我が国全体のまち・ひと・しごと創生に寄与することをめざします。

こうしたことから、本市が将来にわたって発展していくよう、福祉や教育・文化振興などの市民に身近な行政サービスを持続的に提供することにより、市民が日常生活に質的な充足を感じる「成熟」したまちをめざすとともに、将来を見据えた投資により、本市の強みである産業・経済・利便性の高いまちづくり等を強化し、まちを一層「成長」させるような都市部ならではのまち・ひと・しごと創生に向けた取組を推進するために、本総合戦略を策定します。

³ 就業者に占める市外への通勤者の割合は53.1%で大都市中最高となっています。

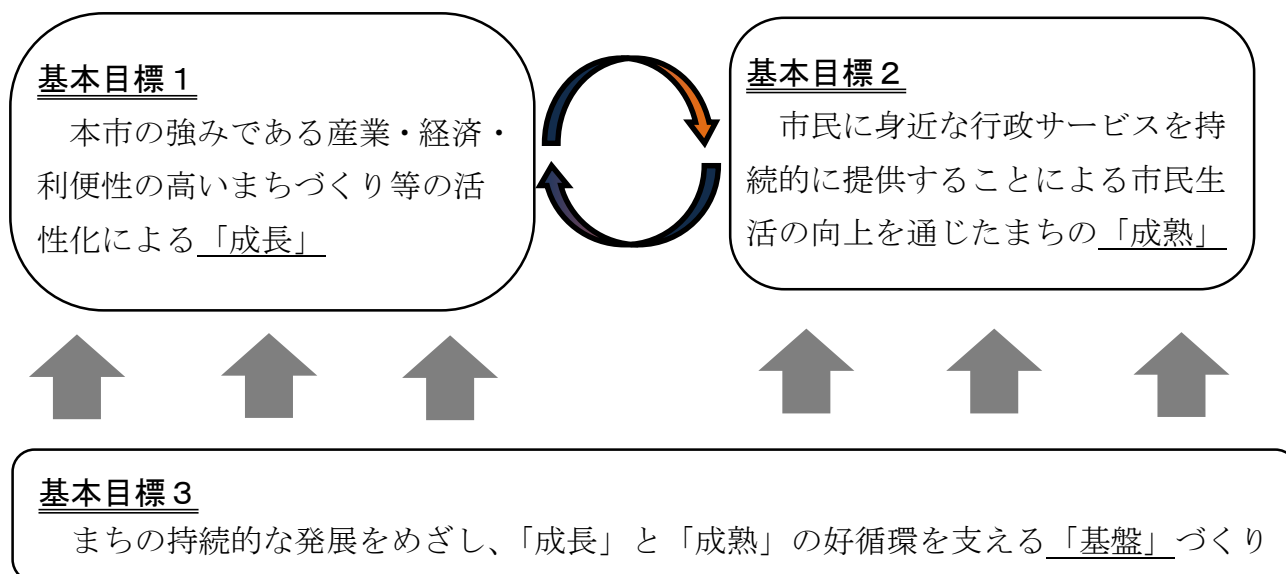
⁴ 平成28(2016)年度全国平均の1.39に対し、本市は0.92となっています。

⁵ 大都市中、最も高く、近年は全国的に見ても著しい人口増加が続いています。

⁶ 平成27(2015)年は全国と同水準(1.45)ですが、人口が長期的に維持される水準(2.07)には届いていません。

⁷ 高齢化率は、大都市中、最も低くなっているものの、今後、急速に高齢化が進み、平成32(2020)年には21.0%となる見込みとなっています。

<持続的な発展に向けて>



(2) 総合戦略の位置付け

ア 国の総合戦略との関係

創生法第10条においては、「市町村は、国や県の総合戦略を勘案して、当該市町村の区域の実情に応じた基本的な計画（市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略）を定めるよう努めなければならない」と規定されています。

こうしたことから、本総合戦略は、国の「総合戦略」にある「地方における安定した雇用を創出する」、「若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる」、「時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する」という基本目標を勘案し策定しています。

イ 本市総合計画との関係

本市の総合計画は、今後30年程度を展望し、本市がめざす都市像や、まちづくりの基本目標、5つの基本政策を定めた「基本構想」、今後概ね10年間を対象として、「基本構想」に定める5つの基本政策を体系的に推進するための23の政策及びその方向性を明らかにした「基本計画」、これらのビジョン・方向性に基づき、中期の具体的な取組を定める「実施計画」の3層から構成された市政運営の基本となる計画です。

また、本市の総合計画では、市政運営のビジョンである基本構想や基本計画でめざしていく、「成長と成熟の調和による持続可能な最幸のまち」を実現し、ビジョンを具現化するための中長期的かつ分野横断的な視点を持った「かわさき10年戦略」

を設定し、戦略的にまちづくりを進めています。

本市の総合計画は、将来人口を推計の上、基本政策や施策・事業を定め、成果指標を設定するなど、地方創生の基本的な方向性を包含するものであることから、これに基づくとともに、国の「長期ビジョン」「総合戦略」と本市人口ビジョンの趣旨を踏まえながら、平成31（2019）年度までの具体的な取組を取りまとめ、総合戦略を改定します。

ウ 総合戦略の計画期間

総合戦略の計画期間は、国の「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」との整合を図る観点等から、平成27（2015）年度から平成31（2019）年度までとします。

エ P D C A マネジメントサイクルの実施

本総合戦略の着実な推進にあたり、市民の実感指標やK P I*（重要業績評価指標）を基に、実施した施策・事業の効果を検証するとともに、必要に応じて総合戦略を改定するといったP D C A マネジメントサイクルを適切に行っていくことが必要となります。

具体的なフォローアップの進め方については、次のとおりです。

(7) 各年度における達成度の評価及び効果の検証

各施策に設定したK P I を活用し、その達成度を客観的に評価するとともに、まち・ひと・しごと創生の視点から施策効果に関する検証を適切に実施していくこととします。

(イ) 必要に応じた総合戦略の見直し

達成度の評価を行った上で、総合戦略自体を必要に応じて適宜見直すとともに、具体的施策に位置付ける各事業についても、その時点での社会の情勢に応じて、政策5原則（自立性、将来性、地域性、直接性、結果重視）を踏まえた事業の見直しを検討していきます。

* K P I : Key Performance Indicator の略称で、施策ごとの進捗状況を検証するために設定する指標のことです。

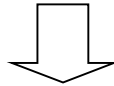
アウトカム指標（※1）（アウトカム指標が設定できない場合は、アウトプット指標（※2））を設定することで、定期的に達成度を測定し、施策・事業の効果検証を行っていきます。

（※1）アウトカム指標 「行政活動の結果として市民にもたらされた便益」を表す客観的な指標

（※2）アウトプット指標 「行政活動そのものの結果」を表す客観的な指標

2 基本目標を実現する7つの基本的方向

第3章1「基本的な考え方」で示した3つの基本目標に基づき、少子高齢化の進展をはじめとする中長期的な課題を踏まえるとともに、本市のポテンシャルとチャンスを活用しながら、7つの基本的方向を設定し、具体的な施策・事業を推進します。



基本目標1 本市の強みである産業・経済・利便性の高いまちづくり等の活性化による「成長」

⇒基本的方向1 「もっと便利で快適な住みやすいまち」をめざす

基本的方向2 「世界に輝き、技術と英知で、未来をひらくまち」をめざす

基本目標2 市民に身近な行政サービスを持続的に提供することによる市民生活の向上を通じたまちの「成熟」

⇒基本的方向3 「どこよりも子育てしやすいまち」をめざす

基本的方向4 「みんなが生き生きと暮らせるまち」をめざす

基本的方向5 「みんなの心がつながるまち」をめざす

基本目標3 まちの持続的な発展をめざし、「成長」と「成熟」の好循環を支える「基盤」づくり

⇒基本的方向6 「みんなで守る強くしなやかなまち」をめざす

基本的方向7 「チャレンジを続け、いつでも活力あふれるまち」をめざす

3 基本目標、基本的方向、具体的施策

基本的方向1 「もっと便利で快適な住みやすいまち」をめざす

広域拠点・地域生活拠点等の整備を進めるなど、鉄道駅を中心とした便利で快適な暮らしを実現するとともに、都市計画道路の整備や交差点の改良など、交通渋滞を解消し、水と緑のうるおいのある、環境に配慮した住みやすいまちをめざします。

【市民の実感指標】

- 交通利便性の高いまちだと思える市民の割合
62%（平成27(2015)年度） ⇒ 70%以上（平成37(2025)年度）

具体的施策1 魅力にあふれた広域拠点の形成 [1-1]

【施策の方向性】

- 川崎駅周辺地区における川崎の玄関口としてふさわしい都市機能の誘導・都市基盤の整備の推進と賑わいの創出等に向けた取組の推進
- 小杉駅周辺地区におけるコンパクトに集積した都市機能の誘導と賑わい等の創出、安全性・利便性の向上に向けた交通基盤の強化の推進
- 新百合ヶ丘駅周辺地区における周辺環境等の変化を見据えた土地利用転換の誘導と交通結節機能の強化に向けた取組の推進

【KPI】

- ①広域拠点（川崎駅・武蔵小杉駅・新百合ヶ丘駅）の駅周辺人口
12.6万人（平成26(2014)年度） ⇒ 13.9万人以上（平成33(2021)年度）
- ②広域拠点（川崎駅・武蔵小杉駅・新百合ヶ丘駅）の駅平均乗車人員
52.4万人/日（平成25(2013)年度） ⇒ 58.8万人/日以上（平成32(2020)年度）

<主な取組>

- ・川崎駅周辺総合整備事業
- ・京急川崎駅周辺地区整備事業
- ・小杉駅周辺地区整備事業
- ・新百合ヶ丘駅周辺地区まちづくり推進事業

具体的施策2 個性を活かした地域生活拠点等の整備 [1-2]

【施策の方向性】

- 利便性の高い都市機能の集積や交通結節機能の強化などをめざした市街地開発事業等による地域生活拠点の整備
- 地域特性に応じた多様な主体との連携による鉄道沿線まちづくりの推進と身近な駅周辺等の整備

【KPI】

①地域生活拠点（新川崎・鹿島田駅、溝口駅、鷺沼・宮前平駅、登戸・向ヶ丘遊園駅）の駅周辺人口

17.5万人（平成26(2014)年度） ⇒ 18.4万人以上（平成33(2021)年度）

②地域生活拠点（新川崎・鹿島田駅、溝口駅、鷺沼・宮前平駅、登戸・向ヶ丘遊園駅）の駅平均乗車人員

47.3万人/日（平成25(2013)年度） ⇒ 49.5万人/日以上（平成32(2020)年度）

<主な取組>

- ・新川崎駅・鹿島田駅周辺地区まちづくり推進事業
- ・溝口駅周辺地区まちづくり推進事業
- ・鷺沼駅周辺まちづくり推進事業
- ・登戸土地区画整理事業
- ・柿生駅周辺地区再開発等事業
- ・南武線沿線まちづくり推進事業
- ・南武支線沿線まちづくり推進事業

具体的施策3 広域的な交通網の整備 [1-3]

【施策の方向性】

○鉄道事業者や周辺自治体等との連携による鉄道ネットワークの形成に向けた取組の推進

○本市の都市機能の強化などに資する広域的な道路ネットワークの形成に向けた取組の推進

【KPI】

①都市拠点※1から羽田空港までの平均所要時間

44分（平成24(2012)・17(2005)年度）

⇒ 約20%以上短縮※2（平成44(2032)年度）

※1 都市拠点：本市の広域拠点及び地域生活拠点であり、臨空・臨海都市拠点は含みません。

※2 総合都市交通計画における目標値を成果指標としています。

②JR南武線の最混雑時間帯における混雑率

195%（平成26(2014)年度） ⇒ 185%以下（平成33(2021)年度）

<主な取組>

- ・鉄道計画関連事業
- ・広域幹線道路整備促進事業
- ・川崎縦貫道路の整備事業

具体的施策4 市域の交通網の整備 [1-4]

【施策の方向性】

○効率的・効果的な幹線道路等の整備の推進

○連続立体交差事業の計画的な推進

【KPI】

①都市計画道路進捗率

68%（平成26(2014)年度） ⇒ 69%以上（平成33(2021)年度）

②市内幹線道路における混雑時（朝夕ピーク時）の平均走行速度

16.9km/h（平成26(2014)年度） ⇒ 17.8km/h以上（平成37(2025)年度）

<主な取組>

- ・都市計画道路網調査事業
- ・道路計画調査事業
- ・道路改良事業
- ・渋滞対策事業
- ・橋りょう整備事業
- ・京浜急行大師線連続立体交差事業
- ・JR南武線連続立体交差事業

具体的施策5 魅力ある公園緑地等の整備 [1-5]

【施策の方向性】

○公園や地域の特色を活かしたテーマ性のある公園緑地づくりの推進

【KPI】

①一人あたりの公園緑地面積

5.0 m²/人（平成26(2014)年度） ⇒ 5.0 m²/人以上（平成33(2021)年度）

<主な取組>

- ・富士見公園整備事業
- ・生田緑地整備事業
- ・魅力的な公園整備事業
- ・長期未整備公園の緑地整備
- ・公園施設長寿命化事業
- ・夢見ヶ崎動物公園にぎわい創出事業

具体的施策6 農地の保全・活用と「農」とのふれあいの推進 [1-6]

【施策の方向性】

○多面的な機能を有する都市農地の保全・活用に向けた取組の推進

○多様な主体との連携による、市民が「農」にふれる場の提供促進

○都市農業に対する理解の促進に向けた効果的なPRの実施

【KPI】

①生産緑地の年間新規指定面積

12,000 m²（平成26(2014)年度） ⇒ 12,000 m²以上（平成33(2021)年度）

②市民農園等の累計面積

73,790 m²（平成26(2014)年度） ⇒ 105,000 m²以上（平成33(2021)年度）

<主な取組>

- ・農環境保全・活用事業
- ・農業体験提供事業
- ・市民・「農」交流機会推進事業

具体的施策7 多摩川の魅力を活かす総合的な取組の推進 [1-7]

【施策の方向性】

- 民間活力の導入など多摩川の利活用による賑わいの創出に向けた取組の推進
- 市民との協働や流域自治体等との連携による多摩川の魅力向上に向けた取組の推進

【KPI】

- ①多摩川に魅力を感じ、利用したことのある人の割合
37.7% (平成 27(2015)年度) ⇒ 41%以上 (平成 33(2021)年度)
- ②渡し場イベントの参加者数
2,400人 (平成 28(2016)年度) ⇒ 4,900人以上 (平成 33(2021)年度)

<主な取組>

- ・多摩川プラン推進事業
- ・多摩川市民協働推進事業

具体的施策8 協働の取組による緑の創出と育成 [1-8]

【施策の方向性】

- 市民や事業者との協働による緑豊かなまちづくりに向けた取組の推進
- 身近な公園のルールづくりなど、地域が主体となる公園緑地づくりの推進
- 民間の発想や運営ノウハウを活用したパークマネジメントの取組の推進

【KPI】

- ①緑のボランティア活動の累計か所数
2,355か所 (平成 26(2014)年度) ⇒ 2,420か所以上 (平成 33(2021)年度)

<主な取組>

- ・パークマネジメント推進事業

具体的施策9 持続可能な循環型のまちをめざした取組の推進 [1-9]

【施策の方向性】

- 市民・事業者・行政の協働によるごみの減量化・資源化の推進
- 安定性・安全性を確保した効率的・効果的な廃棄物処理事業の推進

【KPI】

- ①1人1日あたりのごみ排出量
998g (平成 26(2014)年度) ⇒ 917g以下 (平成 33(2021)年度)

②ごみ焼却量（1年間）

37.1万t（平成26(2014)年度） ⇒ 34.4万t以下（平成33(2021)年度）

＜主な取組＞

- ・減量リサイクル推進事業
- ・事業系ごみ減量化推進事業
- ・資源物・ごみ処理事業
- ・廃棄物処理施設基幹的整備事業
- ・廃棄物処理施設建設事業

基本的方向2 「世界に輝き、技術と英知で、未来をひらくまち」をめざす

本市に集積する先端技術や、ものづくり産業、研究機関などの力を活かして、成長が続くアジアをはじめとした、世界で輝き、環境と産業が調和した、未来をひらくまちをめざします。また、頑張る中小企業や商店街等を応援し、活気にあふれる元気なまちづくりを進めます。

【市民の実感指標】

○働きやすいまちだと思ふ市民の割合

29.7%（平成27(2015)年度） ⇒ 35%以上（平成37(2025)年度）

○市内産業に活力があり、事業者が元気なまちだと思ふ市民の割合

28.3%（平成27(2015)年度） ⇒ 35%以上（平成37(2025)年度）

具体的施策1 科学技術を活かした研究開発基盤の強化 [2-1]

【施策の方向性】

○新川崎・創造のもりを拠点としたオープンイノベーションの取組の推進

○ライフイノベーションの推進に向けた「ナノ医療イノベーションセンター」の運営支援

○川崎市コンベンションホールにおける民間のノウハウを活用した産業交流の促進

【KPI】

①新川崎・創造のもり地区における特許保有累計件数

94件（平成26(2014)年度） ⇒ 160件以上（平成33(2021)年度）

②ナノ医療イノベーションセンターの入居率

44%（平成27(2015)年12月） ⇒ 90%以上（平成33(2021)年度）

③川崎市コンベンションホールの稼働率

－（平成30(2018)年度供用開始予定） ⇒ 55%以上（平成33(2021)年度）

<主な取組>

- ・新川崎・創造のもり推進事業
- ・ナノ医療イノベーション推進事業
- ・川崎市コンベンションホール管理運営事業

具体的施策2 地球環境の保全に向けた取組の推進 [2-2]

【施策の方向性】

○「環境」と「経済」の視点に加え、防災対策など多様な課題の解決にも貢献する視点を重視した取組の推進

【KPI】

①市民や市内の事業者による環境に配慮した取組（省エネなど）が進んでいると思ふ市民の割合

24.9%（平成27(2015)年度） ⇒ 28%以上（平成33(2021)年度）

<主な取組>

- ・グリーンイノベーション・国際環境施策推進事業

具体的施策3 地域を支える産業の育成・市内事業者等の新分野への進出支援 [2-3]

【施策の方向性】

- 超高齢社会を見据えた新たなライフスタイル等の創造・発信に向けたウェルフェアイノベーションの更なる推進
- 新たな福祉製品・サービスの創出・活用のための「かわさき基準」の一層の推進

【KPI】

- ①ウェルフェアイノベーションフォーラムでのプロジェクト稼働件数
10件（平成26(2014)年度） ⇒ 30件以上（平成33(2021)年度）

<主な取組>

- ・ウェルフェアイノベーション推進事業

具体的施策4 ICT（情報通信技術）の活用による市民利便性の向上 [2-4]

【施策の方向性】

- 行政施設や民間のアクセスポイント・接続アプリケーション等を活用した効率的な「かわさき Wi-Fi」の利用範囲の拡張に向けた取組の推進
- 「かわさきアプリ」の安定的な運用や利用拡大、AI など新たな ICT を活用したサービスの提供に向けた取組の推進
- 電子申請の利用による市民や企業の各種手続きに係る負担の軽減、更なるオープンデータの公開と民間情報を合わせた利活用の推進
- 市役所内部事務の効率化に向けた働き方・仕事の進め方改革や新庁舎建設を見据えた ICT 導入、新たな ICT 活用の取組の推進

【KPI】

- ①提供しているオープンデータのデータセット数
27件（平成26(2014)年度） ⇒ 300件以上（平成33(2021)年度）
- ②提供しているオープンデータのダウンロード数
2,000件（平成26(2014)年度） ⇒ 5,000件以上（平成33(2021)年度）
- ③電子申請システムの利用件数
103,400件（平成26(2014)年度） ⇒ 172,000件以上（平成33(2021)年度）

<主な取組>

- ・地域情報化推進事業

具体的施策5 臨海部の戦略的な産業集積と基盤整備 [2-5]

【施策の方向性】

- 臨海部の持続的発展に向けた臨海部ビジョンに基づく戦略的マネジメントの推進
- 臨海部の持続的発展と日本の成長を牽引する戦略拠点の形成に向けた取組の推進
- 臨海部の交通機能強化を図る交通結節機能やネットワークの強化に向けた取組の推進

【KPI】

- ①川崎区の従業者1人あたりの製造品出荷額
1億4,500万円（平成25(2013)年度） ⇒ 1億7,000万円以上
(平成33(2021)年度)
- ②キングスカイフロント域内外の企業等マッチング件数
9件（平成29(2017)年度） ⇒ 35件以上（平成33(2021)年度)

<主な取組>

- ・臨海部活性化推進事業
- ・国際戦略拠点活性化推進事業
- ・戦略拠点形成推進事業
- ・臨海部へのアクセス向上推進事業
- ・サポートエリア整備推進事業
- ・臨海部交通ネットワーク形成推進事業
- ・羽田連絡道路整備事業

具体的施策6 広域連携による港湾物流拠点の形成 [2-6]

【施策の方向性】

- 国際競争力の強化策として貨物取扱量の増加を図るための取組の推進
- 川崎港の港湾物流機能の強化に向けた取組の推進
- 港湾貨物の円滑な輸送、防災機能の強化等に向けた取組の促進

【KPI】

- ①川崎港貨物取扱量（公共埠頭）
1,134万t（平成26(2014)年） ⇒ 1,210万t以上（平成33(2021)年）
- ②川崎港へ入港する大型外航船（3千総トン数以上）の割合
70%（平成26(2014)年） ⇒ 76%以上（平成33(2021)年）

<主な取組>

- ・東扇島物流促進事業
- ・ポートセールス事業
- ・臨港道路東扇島水江町線整備事業
- ・東扇島掘込部土地造成事業
- ・コンテナターミナル維持・整備事業

具体的施策7 スマートシティの推進 [2-7]

【施策の方向性】

- 低炭素で持続可能な社会の構築に向けて、多様な主体と連携したスマートシティの取組の推進
- 水素エネルギーの積極的な導入と利活用に向けた「川崎水素戦略」に基づく取組の実施

【KPI】

- ①スマートシティに関連するリーディングプロジェクト実施累計件数
7件（平成26(2014)年度） ⇒ 28件以上（平成33(2021)年度）

＜主な取組＞

- ・スマートシティ推進事業
- ・水素戦略推進事業

具体的施策8 アジアを中心とした海外での事業展開支援の強化 [2-8]

【施策の方向性】

- 市内企業の海外へのビジネス展開に向けた支援の実施
- 医療機器や環境などの成長分野における海外販路開拓の支援の実施
- 水関連企業の海外展開支援による上下水道分野の国際展開の推進

【KPI】

- ①市が支援したビジネスマッチングの年間成立件数
581件（平成26(2014)年度） ⇒ 800件以上（平成33(2021)年度）
- ②グリーンイノベーションクラスターのプロジェクトの年間件数
2件（平成27(2015)年度） ⇒ 7件以上（平成33(2021)年度）

＜主な取組＞

- ・海外販路開拓事業
- ・国際環境産業推進事業
- ・上下水道分野における国際展開推進事業

具体的施策9 魅力と活力のある商業地域の形成 [2-9]

【施策の方向性】

- 商店街等が抱える課題解決を通じた魅力と活力のある商業地域の形成
- 商店街の魅力を高めるイベント開催等への支援による魅力あるまちづくりの推進

【KPI】

- ①小売業年間商品販売額
9,838億円（平成26(2014)年） ⇒ 1兆円以上（平成33(2021)年）

②市内商店街で行われる新たな顧客の創出や商店街の回遊性を高めるイベントの開催数

17回（平成28(2016)年） ⇒ 22回以上（平成33(2021)年）

<主な取組>

- ・商店街課題対応事業
- ・地域連携事業
- ・まちづくり連動事業
- ・商業力強化事業

具体的施策10 中小企業の競争力強化と活力ある産業集積の形成 [2-10]

【施策の方向性】

- 市内中小企業の活性化に向けた経営力・技術力強化のための支援の推進
- 知的財産交流の推進による市内中小企業の新事業展開の促進
- 中小製造業の操業環境整備への支援の推進

【KPI】

①製造品出荷額等

4兆2,968億円（平成23(2011)～25(2013)年平均）

⇒ 4兆2,968億円以上（平成31(2019)～33(2021)年平均）

②知的財産交流会におけるマッチングの年間成立件数

4件（平成26(2014)年度） ⇒ 4件以上（平成33(2021)年度）

<主な取組>

- ・知的財産戦略推進事業
- ・ものづくり中小企業経営支援事業
- ・川崎市産業振興財団運営支援事業
- ・中小企業融資制度事業
- ・内陸部操業環境保全対策事業

具体的施策11 ベンチャー支援、起業・創業の促進 [2-11]

【施策の方向性】

- 開業率の向上に向けた、市内での起業促進
- 「かわさき新産業創造センター」を拠点とした、新産業の創出に挑戦する市内ベンチャー企業等に対する成長支援の推進

【KPI】

①起業支援による年間市内起業件数

62件（平成26(2014)年度） ⇒ 100件以上（平成33(2021)年度）

②かわさき新産業創造センターの入居率

90%（平成26(2014)年度） ⇒ 90%以上（平成33(2021)年度）

<主な取組>

- ・起業化総合支援事業
- ・新産業創造支援事業

具体的施策 12 働きやすい環境づくり [2-12]

【施策の方向性】

- 中小企業における従業員の福利厚生の実施に向けた取組の推進
- 市内事業所でのワークライフバランス等の「働き方改革」の取組の推進

【KPI】

- ①ワークライフバランスの取組を行っている事業所の割合
67% (平成 26(2014)年度) ⇒ 75%以上 (平成 33(2021)年度)
- ②勤労者福祉共済の新規加入者数
398 人 (平成 26(2014)～28(2016)年度の平均)
⇒ 420 人以上 (平成 33(2021)年度)

<主な取組>

- ・勤労者福祉共済事業
- ・勤労者福祉対策事業

具体的施策 13 都市農業の強みを活かした農業経営の強化 [2-13]

【施策の方向性】

- 都市農業の振興に向けた多様な担い手の育成・確保の推進
- 農業者の経営改善のための技術・経営支援の実施
- 企業や大学等との連携による新たな農業価値創造に向けた取組の推進

【KPI】

- ①認定農業者累計数
25 人 (平成 26(2014)年度) ⇒ 40 人以上 (平成 33(2021)年度)
- ②援農ボランティアの累計活動日数
400 日 (平成 26(2014)年度) ⇒ 520 日以上 (平成 33(2021)年度)

<主な取組>

- ・担い手・後継者育成事業
- ・農業経営支援・研究事業
- ・援農ボランティア育成・活用事業
- ・多様な連携推進事業

具体的施策 14 人材を活かすしくみづくり [2-14]

【施策の方向性】

- 雇用情勢や社会的ニーズに対応した就業支援の実施

【KPI】

①就業支援事業による年間就職決定者数※

465 人（平成 26(2014)年度） ⇒ 490 人以上（平成 33(2021)年度）

※就業支援事業による就職決定者数は、「キャリアサポートかわさき」と「コネクションズかわさき」における就職決定者数を成果指標として示していましたが、「コネクションズかわさき」は日本全体の経済情勢等の対外的な要因の影響を強く受けることから、改定版では具体的施策の取組の成果がより反映される「キャリアサポートかわさき」における就職決定者のみに見直しています。

<主な取組>

- ・雇用労働対策・就業支援事業

基本的方向3 「どこよりも子育てしやすいまち」をめざす

待機児童対策の継続的な推進や、中学校完全給食の導入など、子どもを育てやすい環境をつくるとともに、地域の寺子屋を増やし、シニアパワーを活用しながら、地域全体で子育てを支える環境づくりを進めます。こうした取組により、子どもが安全な環境ですこやかに育つとともに、女性が生き生きと輝き、どこよりも子育てしやすく、子育て世代に選ばれるまちをめざします。

【市民の実感指標】

○子育て環境の整ったまちだと思ふ市民の割合

26.9%（平成27(2015)年度） ⇒ 35%以上（平成37(2025)年度）

具体的施策1 質の高い保育・幼児教育の推進 [3-1]

【施策の方向性】

- 保育需要の高まりに対応するための多様な手法による保育受入枠確保の継続
- 保育所の新設整備等に伴い、新たに必要となる保育人材確保に向けた取組の充実
- 公立保育所を拠点とした保育の質の維持・向上と地域における子育て支援の充実
- 一時預かりの拡大や認定こども園への移行など、幼稚園における就労家庭児の受入れの推進

【KPI】

①待機児童数

0人※（平成27(2015)年4月） ⇒ 0人（平成34(2022)年4月）

※計画策定時の値は、旧調査要領に基づき算出しています。

②認可保育所等利用者の満足度（10点満点）

7.9（平成27(2015)年度） ⇒ 8.2以上（平成33(2021)年度）

<主な取組>

- ・待機児童対策事業
- ・認可保育所整備事業
- ・民間保育所運営事業
- ・公立保育所運営事業
- ・認可外保育施設支援事業
- ・幼児教育推進事業
- ・保育士確保対策事業
- ・保育料対策事業

具体的施策2 子育てを社会全体で支える取組の推進 [3-2]

【施策の方向性】

- 地域における親子で遊べる場づくりや、互いに支え合う子育て援助活動など子育て家庭を地域社会全体で支える取組の推進
- 小児医療費助成制度の運用状況の分析及び検証を踏まえた事業の推進

【KPI】

- ①ふれあい子育てサポートセンターの利用者数
15,665人（平成26(2014)年度） ⇒ 16,600人以上（平成33(2021)年度）
- ②地域子育て支援センター利用者の満足度（10点満点）
8.9（平成27(2015)年度） ⇒ 9.0以上（平成33(2021)年度）

<主な取組>

- ・地域子育て支援事業
- ・小児医療費助成事業

具体的施策3 子どものすこやかな成長の促進 [3-3]

【施策の方向性】

- 児童数の増加に対応した、小学生が放課後等において安全・安心に過ごせる場づくりの推進

【KPI】

- ①わくわくプラザの登録率
46.3%（平成26(2014)年度） ⇒ 49%以上（平成33(2021)年度）
- ②わくわくプラザ利用者の満足度（10点満点）
7.3（平成27(2015)年度） ⇒ 7.7以上（平成33(2021)年度）

<主な取組>

- ・わくわくプラザ事業

具体的施策4 子どもが安心して暮らせる支援体制づくり [3-4]

【施策の方向性】

- 児童虐待の未然防止や早期発見のための子育て支援や専門的な支援の推進
- ひとり親家庭の自立の促進に向けた生活・子育て・就業支援等の総合的な取組の推進
- 子どもの貧困対策の視点から、さまざまな分野が連携した総合的な子ども・若者への支援の推進
- 地域社会全体で、子ども・若者を見守り・支えるしくみの構築

【KPI】

- ①里親の登録数
116世帯（平成26(2014)年度） ⇒ 145世帯以上（平成33(2021)年度）

- ②地域で子どもを見守る体制づくりが進んでいると思う人の割合
30.8%（平成 27(2015)年度） ⇒ 45%以上（平成 33(2021)年度）

<主な取組>

- ・児童虐待防止対策事業
- ・里親制度推進事業
- ・ひとり親家庭の生活支援事業
- ・子ども・若者支援推進事業

具体的施策 5 自立生活に向けた取組の推進 [3-5]

【施策の方向性】

- 真に保護が必要な人に対する最低限度の生活の保障と、就労など自立のための支援や医療扶助の適正化に向けた取組の推進
- 生活保護受給世帯の子どもの自立を支援するための取組として、「貧困の連鎖防止」に向けた学習支援の実施
- 生活保護に至る前の生活困窮者に対する社会的・経済的自立に向けた就労・生活支援の実施

【K P I】

- ①生活保護から経済的に自立（収入増による保護廃止）した世帯の数
608 世帯（平成 26(2014)年度） ⇒ 650 世帯以上（平成 33(2021)年度）
- ②学習支援・居場所づくり事業利用者の高校等進学率
99%（平成 26(2014)年度） ⇒ 100%（平成 33(2021)年度）

<主な取組>

- ・生活保護自立支援対策事業
- ・生活困窮者自立支援事業

具体的施策 6 一人ひとりの教育的ニーズへの対応 [3-6]

【施策の方向性】

- 障害の有無に関わらずすべての子どもが共に学び合えるインクルーシブ教育システムの構築
- 一人ひとりの教育的ニーズに応じた、きめ細やかな支援を実施するための校内支援体制の構築
- 福祉部門等との連携強化など、教育分野における子どもの貧困対策の推進

【K P I】

- ①支援の必要な児童※の課題改善率（小学校）
81.8%（平成 26(2014)年度） ⇒ 95.0%以上（平成 33(2021)年度）
※学校が調査した、発達障害等、支援が必要な子どもの数
- ②1,000 人あたりの暴力行為発生件数（中学校）
8.29 件（平成 26(2014)年度） ⇒ 6.88 件以下（平成 33(2021)年度）

③いじめの解消率※

小学校：65.8%（平成26(2014)年度） ⇒ 85.0%以上（平成33(2021)年度）
中学校：83.2%（平成26(2014)年度） ⇒ 92.0%以上（平成33(2021)年度）

※（解消した件数／認知件数）×100

④不登校児童生徒の出現率※

小学校：0.38%（平成26(2014)年度） ⇒ 0.30%以下（平成33(2021)年度）
中学校：3.48%（平成26(2014)年度） ⇒ 3.34%以下（平成33(2021)年度）

※（不登校児童生徒数／全児童生徒数）×100

<主な取組>

- ・特別支援教育推進事業
- ・共生・共育推進事業
- ・児童生徒支援・相談事業
- ・教育機会確保推進事業
- ・海外帰国・外国人児童生徒相談事業
- ・就学等支援事業

具体的施策7 「生きる力」を伸ばし、人間としての在り方生き方の軸をつくる教育の推進 [3-7]

【施策の方向性】

- 小学校から高等学校までの計画的・系統的な「キャリア在り方生き方教育」の推進
- 「分かる」が実感できる授業づくりの充実による学力の更なる向上
- 小学校における外国語教育の教科化など、学習指導要領改訂への適切な対応
- 小・中学校9年間にわたる「健康給食」の推進及び学校給食を活用した更なる食育の充実

【KPI】

- ①「難しいことでも、失敗を恐れなくて挑戦している、どちらかといえばしている」と回答した児童生徒の割合
小6：75.9%（平成26(2014)年度） ⇒ 81.0%以上（平成33(2021)年度）
中3：66.7%（平成26(2014)年度） ⇒ 74.0%以上（平成33(2021)年度）
- ②「授業がわかる、どちらかといえばわかる」と回答した児童生徒の割合
小5：88.3%（平成26(2014)年度） ⇒ 93.0%以上（平成33(2021)年度）
中2：73.4%（平成26(2014)年度） ⇒ 80.0%以上（平成33(2021)年度）
- ③「学習がすきだ、どちらかといえばすきだ」と回答した児童生徒の割合
小5：77.8%（平成29(2017)年度） ⇒ 80.0%以上（平成33(2021)年度）
中2：61.2%（平成29(2017)年度） ⇒ 65.0%以上（平成33(2021)年度）
- ④「授業で学んだことは、将来、社会に出たときに、役に立つ、どちらかといえば役に立つ」と回答した児童生徒の割合
小5：93.8%（平成29(2017)年度） ⇒ 96.0%以上（平成33(2021)年度）
中2：76.1%（平成29(2017)年度） ⇒ 79.0%以上（平成33(2021)年度）

⑤体力テストの結果※

小5男：99.7（平成26(2014)年度）	⇒	101以上（平成33(2021)年度）
小5女：99.4（平成26(2014)年度）	⇒	101以上（平成33(2021)年度）
中2男：92.9（平成26(2014)年度）	⇒	100以上（平成33(2021)年度）
中2女：94.5（平成26(2014)年度）	⇒	100以上（平成33(2021)年度）

※神奈川県の平均値を100とした際の本市の値

<主な取組>

- ・キャリア在り方生き方教育推進事業
- ・学力調査・授業改善研究事業
- ・きめ細やかな指導推進事業
- ・英語教育推進事業
- ・理科教育推進事業
- ・読書のまち・かわさき推進事業
- ・健康給食推進事業

具体的施策8 家庭・地域の教育力の向上 [3-8]

【施策の方向性】

- 地域ぐるみで子どもを育てる「地域の寺子屋事業」の全小・中学校への展開に向けた取組の推進

【KPI】

- ①親や教員以外の地域の大人と知り合うことができた割合
87.6%（平成26(2014)年度） ⇒ 92.0%以上（平成33(2021)年度）

<主な取組>

- ・地域の寺子屋事業

具体的施策9 安全で快適な教育環境の整備 [3-9]

【施策の方向性】

- 「学校施設長期保全計画」に基づく取組の着実な推進
- 児童生徒・保護者からのニーズを踏まえた学校トイレ改修の加速化
- 地域ごとの児童生徒数の動向を踏まえた良好な教育環境整備の推進

【KPI】

- ①老朽化対策及び質的改善が行われた学校施設の割合※
24.1%（平成27(2015)年度） ⇒ 50%以上（平成33(2021)年度）

※「築年数20年以下（平成25(2013)年度時点）の学校施設数+老朽化対策及び質的改善済の学校施設」/全学校施設

<主な取組>

- ・学校施設長期保全計画推進事業
- ・学校施設環境改善事業
- ・児童生徒増加対策事業

基本的方向4 「みんなが生き生きと暮らせるまち」をめざす

急速に進む高齢化の中にあっても、健康づくりや介護予防を充実することなどで、健康寿命を延伸するとともに、誰もが住み慣れた地域や自らが望む場で安心して暮らし続けられるしくみをつくり、生き生きと暮らせるまちをめざします。

【市民の実感指標】

- 高齢者や障害者が生き生きと生活できるような環境が整っていると思う市民の割合
20.7%（平成27(2015)年度） ⇒ 25%以上（平成37(2025)年度）
- 安全・安心な日常生活を送っていると思う市民の割合
54.1%（平成27(2015)年度） ⇒ 54.1%以上（平成37(2025)年度）

具体的施策1 総合的なケアの推進 [4-1]

【施策の方向性】

- 「地域包括ケアシステム推進ビジョン」に基づく、市民が、住み慣れた地域や本人の望む場で、安心して暮らし続けることができるしくみづくりの更なる推進
- 地域包括ケアシステムの必要性や「地域包括ケアシステム推進ビジョン」の考え方の地域全体での共有
- 地域資源の活用によるセルフケア意識の醸成や地域の支え合い・助け合いなど、日常生活支援・介護予防の取組の推進
- 医療・看護・介護の連携による地域における包括的かつ継続的な在宅療養のしくみづくりの推進

【KPI】

- ①高齢者のうち、介護を必要とする人（要介護・要支援認定者）の割合※
17.07%（平成26(2014)年度） ⇒ 19.18%以下（平成32(2020)年度）
前期高齢者：4.82%（平成26(2014)年度） ⇒ 5.15%以下（平成32(2020)年度）
後期高齢者：32.02%（平成26(2014)年度） ⇒ 33.04%以下（平成32(2020)年度）
※改定版から、前期高齢者と後期高齢者のそれぞれに占める要介護・要支援認定者の割合を目標値として設定しています。
- ②地域包括ケアシステムの考え方の理解度※2
10.1%（平成27(2015)年度） ⇒ 32.0%以上（平成33(2021)年度）
※ここで言う「理解度」とは、地域包括ケアシステムの内容を知っていることに加え、具体的にどのように行動したらよいか分かっていることとしています。
- ③在宅チーム医療を担う人材育成研修の受講者累計数
308人（平成26(2014)年度） ⇒ 1,350人以上（平成33(2021)年度）
- ④介護予防の取組として、地域の活動に参加する人の割合
10.6%（平成25(2013)年度） ⇒ 15.0%以上（平成31(2019)年度）
- ⑤民生委員児童委員の充足率
90.5%（平成27(2015)年度） ⇒ 97.2%以上（平成34(2022)年度）

⑥認知症サポーター養成者数（累計）

24,034人（平成26(2014)年度） ⇒ 78,480人以上（平成33(2021)年度）

<主な取組>

- ・地域包括ケアシステム推進事業
- ・介護予防事業
- ・在宅医療連携推進事業
- ・福祉センター再編整備事業

具体的施策2 高齢者福祉サービスの充実 [4-2]

【施策の方向性】

- 高齢者が住み慣れた地域や本人が望む場所で安心して暮らし続けることができる、質の高い介護サービス基盤の整備とサービスの着実な提供
- 老朽化した高齢者福祉施設の長寿命化や、建て替えに合わせた再編・統合、公設施設の運営手法等の見直しなどによる、介護サービスの提供基盤の確保
- 専門性を有する介護人材が、質の高いケアを継続して提供できるよう、限られた人的資源の効率的・効果的な活用

【KPI】

- ①介護サービスを受けながら住み慣れた地域で暮らす高齢者の数（主な「地域密着型サービス」の延べ利用者数）
10,380人/年（平成27(2015)年度） ⇒ 23,316人/年以上（平成32(2020)年度）
- ②現在利用している在宅サービスの評価（「不満」のない方の割合）
94.3%（平成25(2013)年度） ⇒ 94.3%以上（平成31(2019)年度）
- ③かわさき健幸福寿プロジェクトの実施結果（プロジェクト参加者の要介護度の改善率・維持率）
改善：16.7%（平成27(2015)年度） ⇒ 17%以上（平成33(2021)年度）
維持：63.9%（平成27(2015)年度） ⇒ 65%以上（平成33(2021)年度）
- ④かわさき健幸福寿プロジェクトの参加事業所数
246事業所（平成28(2016)年度） ⇒ 300事業所以上（平成33(2021)年度）
- ⑤介護人材の不足感
75.7%（平成25(2013)年度） ⇒ 72%以下（平成31(2019)年度）

<主な取組>

- ・福祉人材確保対策事業
- ・介護サービスの基盤整備事業
- ・かわさき健幸福寿プロジェクト

具体的施策3 障害福祉サービスの充実 [4-3]

【施策の方向性】

- 行政と民間事業者等との役割分担と連携のもと、ライフステージや障害の状況に合わせた支援体制の構築

- 障害者の地域生活の支援に向けた、居宅支援や短期入所、日中通所などのサービスの提供や、地域における住まいの基盤の整備
- 老朽化した障害児者福祉施設の長寿命化や、建替えに合わせた再編・統合、公設施設の運営手法等の見直しなどによる、障害福祉サービスの提供基盤の確保

【KPI】

- ①日中活動系サービスの利用者数
4,324人/月（平成26(2014)年度） ⇒ 6,228人/月以上（平成33(2021)年度）
- ②グループホームの利用者数
998人/月（平成26(2014)年度） ⇒ 1,459人/月以上（平成33(2021)年度）
- ③長期（1年以上）在院者数（精神障害）※
65歳未満：306人（平成25(2013)年度） ⇒ 234人以下（平成33(2021)年度）
65歳以上：345人（平成25(2013)年度） ⇒ 401人以下（平成33(2021)年度）

※ 改定版から、65歳未満と65歳以上の長期入院者の人数を目標値として設定しています。

<主な取組>

- ・障害福祉サービスの基盤整備事業

具体的施策4 医療供給体制の充実・強化 [4-4]

【施策の方向性】

- 医療機関における必要な病床機能の確保や、地域の医療機関の機能分担・連携による医療供給体制の充実
- 資質の高い看護人材の養成や看護職員の市内医療機関等への定着促進と、安定的な看護師の養成・確保に向けた取組の推進

【KPI】

- ①かかりつけ医がいる人の割合
57.5%（平成26(2014)年度） ⇒ 60%以上（平成33(2021)年度）
- ②身近な地域の医療機関を受診する市民の割合
86.9%（平成27(2015)年度） ⇒ 91%以上（平成33(2021)年度）

<主な取組>

- ・看護師確保対策事業

具体的施策5 生き生きと暮らすための健康づくり [4-5]

【施策の方向性】

- 地域団体・企業等の多様な主体と連携しながら、介護予防の取組と一体となった、生涯を通じた主体的な健康づくりとそれを支える環境づくりの推進
- 「がん」の早期発見・早期治療に向けたがん検診の受診率向上と、生活習慣の改善等がんにならないための取組の推進

【KPI】

- ①主観的健康観（「非常に健康」「ほぼ健康」と回答した市民の割合）
男性：73.7%（平成23(2011)年度）⇒77.0%以上（平成33(2021)年度）
女性：76.8%（平成23(2011)年度）⇒80.0%以上（平成33(2021)年度）
- ②特定健康診査実施率
24.5%（平成26(2014)年度）⇒32.5%以上（平成33(2021)年度）
特定保健指導実施率
6.0%（平成26(2014)年度）⇒10.5%以上（平成33(2021)年度）
- ③がん検診受診率（平成25(2013)年度）⇒（平成31(2019)年度）
肺がん：44.5%⇒50%以上　大腸がん：40.5%⇒50%以上
胃がん：42.2%⇒50%以上　子宮がん：46.1%⇒50%以上
乳がん：46.1%⇒50%以上
- ④40歳代の糖尿病治療者割合（国民健康保険）
3.1%（平成26(2014)年度）⇒3.0%以下（平成33(2021)年度）
- ⑤食に関する地域での活動に参加する人の割合
（食育に関する地域活動への参加割合）
38.3%（平成24(2012)年度）⇒40%以上（平成32(2020)年度）
（食生活改善推進員数）
3,862人（平成26(2014)年度）⇒4,300人以上（平成33(2021)年度）

<主な取組>

- ・がん検診等事業
- ・生活習慣病対策事業

具体的施策6 誰もが暮らしやすい住宅・居住環境の整備 [4-6]

【施策の方向性】

- 高齢者や子育て世帯等が安心して住み続けられる住まい・住まい方の構築
- 既存住宅の活用強化と流通促進に向けた誘導、高経年の住宅地や団地型マンションの維持・再生に向けた支援の推進
- 重層的な住宅セーフティネットの構築に向けた市営住宅の活用と居住支援協議会の適切な運営

【KPI】

- ①住宅に関する市民の満足度
73%（平成25(2013)年度）⇒77%以上（平成30(2018)年度）
- ②リフォーム実施戸数の住宅ストック戸数※に対する割合
2.2%（平成25(2013)年度）⇒3.2%以上（平成30(2018)年度）
※住宅ストック戸数：市内にある住宅の総戸数（平成25(2013)年度：約753,000戸）

③生活支援施設等の併設や地域と連携した取組等を行っている市営住宅の団地（100戸以上※）の割合

17%（平成26(2014)年度） ⇒ 26%以上（平成33(2021)年度）

<主な取組>

- ・住宅政策推進事業
- ・高齢者等に適した住宅供給推進事業
- ・住情報提供推進事業
- ・民間賃貸住宅等居住支援推進事業
- ・既存ストック活用推進事業
- ・市営住宅等ストック活用事業
- ・空き家利活用推進事業

具体的施策7 ユニバーサルデザインのまちづくりの推進 [4-7]

【施策の方向性】

- 鉄道駅の安全性・利便性の確保に向けたホームドア等整備の促進及び片側改札駅の改良の推進

【KPI】

①誰もが安全・安心に公共的施設※を利用できると感じる人の割合

49.1%（平成27(2015)年度） ⇒ 49.7%以上（平成33(2021)年度）

※公共的施設：福祉のまちづくり条例第2条に定める官公庁施設、医療施設、教育文化施設、公共交通機関の施設、宿泊施設、商業施設、共同住宅、事務所、道路、公園、その他の不特定かつ多数の者の利用する施設

<主な取組>

- ・南武線駅アクセス向上等整備事業

具体的施策8 身近な交通環境の整備 [4-8]

【施策の方向性】

- 路線バスサービスの充実に向けた取組の推進
- 多様な主体との連携によるコミュニティ交通導入等に対する支援の推進
- 安全・安心な自転車通行環境の整備とまちの魅力向上に資する自転車活用の推進

【KPI】

①市内全路線バスの乗車人員数（1日平均）

316,045人（市バス：平成22(2010)～26(2014)年の平均、民間バス：平成20(2008)～24(2012)年の平均）

⇒ 33.1万人以上（市バス：平成29(2017)～33(2021)年の平均、民間バス：平成27(2015)～31(2019)年の平均）

②自転車に関わる交通事故件数

1,097人（平成26(2014)年度） ⇒ 980件以下（平成33(2021)年度）

<主な取組>

- ・地域交通支援事業
- ・コミュニティ交通等支援事業
- ・自転車通行環境整備事業
- ・自転車活用推進事業

具体的施策9 市バスの輸送サービスの充実 [4-9]

【施策の方向性】

- 輸送安全性やお客様サービス・移動空間の快適化の更なる向上に向けた取組の推進
- 人口増加・高齢化やまちづくりの進捗に対応した市バスネットワークの更なる充実

【KPI】

- ①有責事故発生件数（走行距離 10 万 km あたりの有責事故発生件数）
0.29 件（平成 26(2014)年度） ⇒ 0.28 件以下（平成 33(2021)年度）
- ②お客様満足度
55.4%（平成 26(2014)年度） ⇒ 68.0%以上（平成 33(2021)年度）
- ③市バスの乗車人数（1 日平均）
127,993 人（平成 22(2010)～26(2014)年の平均）
⇒ 13.1 万人以上（平成 29(2017)～33(2021)年の平均）

<主な取組>

- ・市バス運輸安全マネジメント推進事業
- ・市バス安全教育推進事業
- ・市バスネットワーク推進事業
- ・市バスお客様サービス推進事業

具体的施策10 安全で安心して快適に暮らせる計画的なまちづくりの推進 [4-10]

【施策の方向性】

- 地域特性を活かした市民参加による「都市計画マスタープラン」区別構想の改定等の取組の推進
- 持続可能なまちをめざした良好な市街地環境の形成や環境に配慮した建築物の普及促進

【KPI】

- ①新築される建築物のうち、環境に配慮した建築物※の割合
17%（平成 26(2014)年度） ⇒ 21%以上（平成 33(2021)年度）
※環境に配慮した建築物：建築物環境配慮制度等に基づく高い省エネ性能や低CO₂排出等の特徴をもつ建築物
- ②市街地開発事業等の制度を活用した取組の累積件数
6 件（平成 26(2014)年度） ⇒ 9 件以上（平成 33(2021)年度）

<主な取組>

- ・都市計画マスタープラン等策定・推進事業
- ・地域地区等計画策定・推進事業
- ・優良建築物等整備事業
- ・建築物環境配慮推進事業
- ・木材利用促進事業

基本的方向5 「みんなの心がつながるまち」をめざす

東京2020オリンピック・パラリンピックをひとつの契機として、スポーツ・文化芸術の振興とあわせて、ユニバーサルデザインや「心のバリアフリー」を推進するなど、障害者や高齢者等、誰もが暮らしやすいまちづくりを進めます。また、まちに愛着や誇りを持てるよう、本市の魅力をブランド化し、分かりやすく伝えていくことで、市民の心をひとつにしていきます。

【市民の実感指標】

- 市に魅力や良いイメージがあると感じている人の割合
40.7%（平成27(2015)年度） ⇒ 50%以上（平成37(2025)年度）

具体的施策1 スポーツのまちづくりの推進 [5-1]

【施策の方向性】

- 誰もが身近な地域でスポーツを楽しめる環境づくり
- スポーツをはじめとするさまざまな活動を通じて、誰もが自分らしく暮らし自己実現をめざせる地域づくりに向けた「かわさきパラムーブメント」の推進
- 英国オリンピック・パラリンピック代表チームの事前キャンプ受入れに向けたおもてなし機運の醸成と交流事業の実施

【KPI】

- ①週1回以上のスポーツ実施率
34.8%（平成27(2015)年度） ⇒ 42.5%以上（平成33(2021)年度）
- ②年1回以上の直接観戦率
30.4%（平成27(2015)年度） ⇒ 33%以上（平成33(2021)年度）
- ③スポーツを支える活動に年1回以上参加した人の割合
5.7%（平成27(2015)年度） ⇒ 8%以上（平成33(2021)年度）
- ④スポーツセンター等施設利用者数
2,618,847人（平成26(2014)年度） ⇒ 276万人以上（平成33(2021)年度）
- ⑤市障害者スポーツ大会競技参加者数
359人（平成26(2014)年度） ⇒ 415人以上（平成33(2021)年度）

<主な取組>

- ・市民スポーツ推進事業
- ・競技スポーツ大会開催・支援事業
- ・ホームタウンスポーツ推進事業
- ・東京オリンピック・パラリンピック推進事業

具体的施策2 障害者の自立支援と社会参加の促進 [5-2]

【施策の方向性】

- 障害者が就労することで社会的・経済的に自立し、豊かな地域生活を送ることができるよう、障害者雇用を取り巻く環境の変化に対応した取組の推進

○多様な主体が連携して、さまざまなイベントや場面などをとらえた共生社会に向けた取組の推進

【KPI】

①障害福祉施設からの一般就労移行者数

180人（平成26(2014)年度） ⇒ 272人以上（平成33(2021)年度）

②障害者が社会参加しやすいまちだと思える市民の割合

30%（平成27(2015)年度） ⇒ 33%以上（平成33(2021)年度）

<主な取組>

- ・障害者就労支援事業
- ・障害者社会参加促進事業

具体的施策3 市民の文化芸術活動の振興 [5-3]

【施策の方向性】

○東京2020オリンピック・パラリンピックや市制100周年を見据えた、地域資源を活用した特色ある文化芸術活動の推進

○文化芸術の市民生活への更なる浸透に向け、誰もが文化芸術に親しめる環境づくりの推進

○市内文化関連施設の効率的・効果的な運営と更なる魅力の発信

【KPI】

①主要文化施設の入場者数

1,269,188人（平成26(2014)年度） ⇒ 140.5万人以上（平成33(2021)年度）

②年1回以上文化芸術活動をする人の割合

14.6%（平成27(2015)年度） ⇒ 18%以上（平成33(2021)年度）

<主な取組>

- ・市民文化活動支援事業
- ・橘樹官衙遺跡群保存整備・活用事業

具体的施策4 音楽や映像のまちづくりの推進 [5-4]

【施策の方向性】

○誰もが身近に音楽を楽しめる環境づくりと音楽を通じた活力と潤いのある地域社会づくりの推進

○ミュージアム川崎シンフォニーホールなどの音楽資源を活かした「音楽のまち・かわさき」の魅力の発信

○映像資源を活かした映像文化の振興と次世代の映像文化の担い手の育成

【KPI】

①「音楽のまち」の環境が充実していると感じる人の割合

53.3%（平成27(2015)年度） ⇒ 57%以上（平成33(2021)年度）

- ② ミューザ川崎シンフォニーホール主催・共催公演の入場者率
72.0%（平成 26(2014)年度） ⇒ 74%以上（平成 33(2021)年度）
- ③ 「映像のまち」の取組を知っていて、評価できると回答した人の割合
18.4%（平成 27(2015)年度） ⇒ 25%以上（平成 33(2021)年度）

<主な取組>

- ・音楽のまちづくり推進事業
- ・川崎シンフォニーホール管理運営事業
- ・映像のまち・かわさき推進事業

具体的施策 5 ユニバーサルデザインのまちづくりの推進 [5-5]

【施策の方向性】

- ソフト・ハードの両面からのバリアフリーの取組の推進
- 誰もが利用しやすいユニバーサルデザインタクシーの普及の促進

【KPI】

- ①バリアフリー化すべき重要な特定の道路※の整備割合
35%（平成 26(2014)年度） ⇒ 100%（平成 32(2020)年度）

※重要な特定の道路：高齢者や障害者等が日常的に利用する施設と駅を結び、移動等円滑化が必要なものとしてバリアフリー基本構想等に位置づけられた道路

- ②市内法人タクシーに占めるユニバーサルデザインタクシーの割合
2.5%（平成 26(2014)年度） ⇒ 10%以上（平成 32(2020)年度）

<主な取組>

- ・ユニバーサルデザイン推進事業
- ・ユニバーサルデザインタクシー導入促進事業

具体的施策 6 平等と多様性を尊重した人権・平和施策の推進 [5-6]

【施策の方向性】

- さまざまな差別をなくし、ダイバーシティ（多様性）が尊重される地域社会の実現に向けた取組の推進
- 多様な文化的背景を持つ外国人市民が共に生きる社会の実現に向けた取組の推進
- 子どもの権利を尊重する社会づくりに向けた取組の推進
- 平和意識の更なる普及に向けた取組の推進

【KPI】

- ①平等と多様性が尊重されていると思う市民の割合
40.6%（平成 27(2015)年度） ⇒ 41%以上（平成 33(2021)年度）

- ②子どもの権利に関する条例の認知度
子ども：45.0%（平成 26(2014)年度） ⇒ 52%以上（平成 32(2020)年度）
大人：31.9%（平成 26(2014)年度） ⇒ 41%以上（平成 32(2020)年度）

<主な取組>

- ・人権関連事業
- ・同和対策事業
- ・外国人市民施策推進事業
- ・子どもの権利施策推進事業
- ・人権オンブズパーソン運営事業

具体的施策7 魅力ある公園緑地等の整備 [5-7]

【施策の方向性】

- 周辺のまちづくりと連携した大規模公園緑地の整備推進

【KPI】

- ①公園緑地の整備状況についての満足度
61.4%（平成29(2017)年度） ⇒ 63%以上（平成33(2021)年度）

<主な取組>

- ・等々力緑地再編整備事業

具体的施策8 市民参加の促進と多様な主体との協働・連携のしくみづくり[5-8]

【施策の方向性】

- 「参加と協働による地域課題の解決の新たなしくみ」の検討と推進
- 地域と多様な主体をつなぐ中間支援組織の機能強化
- 新たな地域課題解決の担い手の発掘と市民活動促進に向けた支援の推進

【KPI】

- ①地域貢献活動に関する取組にかかわったことのある人の割合
19.8%（平成27(2015)年度） ⇒ 23%以上（平成33(2021)年度）
- ②町内会・自治会加入率
63.8%（平成27(2015)年度） ⇒ 64%以上（平成33(2021)年度）
- ③市内認定・条例指定NPO法人数
8団体（平成26(2014)年度） ⇒ 22団体以上（平成33(2021)年度）

<主な取組>

- ・多様な主体による協働・連携推進事業
- ・地域振興事業
- ・市民活動支援事業

具体的施策9 健康で快適な生活と環境の確保 [5-9]

【施策の方向性】

- 動物愛護センターの供用を開始し、ボランティアや市民団体等の多様な主体と連携・協働しながら、人と動物が共生する社会の実現に向けた取組の推進

【K P I】

①市が実施する衛生的な住環境に関する講習会の実施回数

95回（平成26(2014)年度） ⇒ 144回以上（平成33(2021)年度）

<主な取組>

- ・動物愛護管理事業

具体的施策10 高齢者が生きがいを持てる地域づくり [5-10]

【施策の方向性】

- さまざまな経験や知識を有する高齢者の地域づくりへの参加や、高齢者の生きがい、健康づくりを支援するしくみや環境の整備
- 子どもから高齢者までの多世代による日常的な交流を促進し、あらゆる世代の多様な人材が活動する地域コミュニティの拠点づくりに向けた取組の実施

【K P I】

①高齢者向け施設（いきいきセンター）の利用実績

289,028人（平成25(2013)年度） ⇒ 29.1万人以上（平成33(2021)年度）

<主な取組>

- ・いこいの家・いきいきセンターの運営

具体的施策11 自ら学び、活動するための支援 [5-11]

【施策の方向性】

- 市民に身近な活動の場としての、学校施設の更なる活用の推進

【K P I】

①学校施設開放の利用者数

2,609,747人（平成26(2014)年度） ⇒ 267.7万人以上（平成33(2021)年度）

<主な取組>

- ・生涯学習施設の環境整備事業

具体的施策12 都市イメージの向上とシビックプライドの醸成 [5-12]

【施策の方向性】

- 市内外に向けた、さまざまなメディアの効果的活用による、本市の多彩な魅力の情報発信の強化
- ブランドメッセージを核とした、多様な主体を巻き込んだ民間発の取組を伴うシビックプライドの醸成
- これまで良好な関係を築き上げてきた海外都市等とのお互いの強みや特性を生かした更なる交流の推進

【KPI】

- ①シビックプライド指標 市民の市に対する「愛着」「誇り」に関する平均値（10点満点）
愛着：6.0点（平成26(2014)年度） ⇒ 6.5点以上（平成33(2021)年度）
誇り：5.0点（平成26(2014)年度） ⇒ 5.5点以上（平成33(2021)年度）
- ②隣接都市における、川崎市に良いイメージがあると感じている人の割合
50.3%（平成26(2014)年度） ⇒ 53%以上（平成33(2021)年度）

<主な取組>

- ・シティプロモーション推進事業
- ・国際交流推進事業

具体的施策13 川崎の特性を活かした観光の振興 [5-13]

【施策の方向性】

- 観光協会、民間企業、近隣自治体等との連携による「オール川崎」での観光振興施策の推進
- 川崎の特性を活かした産業観光の取組の推進
- 競輪事業における持続可能な事業運営の確立に向けた施設整備及び効率的な運営の推進

【KPI】

- ①主要観光施設の年間観光客数
1,504万人（平成26(2014)年） ⇒ 1,856万人以上（平成33(2021)年）
- ②宿泊施設の年間宿泊客数
178万人（平成26(2014)年） ⇒ 198万人以上（平成33(2021)年）
外国人15万人（平成26(2014)年） ⇒ 23万人以上（平成33(2021)年）
- ③工場夜景・産業観光ツアーの年間参加者数
6,600人（平成26(2014)年） ⇒ 8,100人以上（平成33(2021)年）

<主な取組>

- ・観光振興事業
- ・産業観光推進事業
- ・競輪等開催・運営事業

具体的施策14 市民に開かれた安全で快適な臨海部の環境整備 [5-14]

【施策の方向性】

- 臨海部の活性化に向けた、各種イベントの開催や新たな賑わい創出による川崎港の魅力発信
- 川崎港の魅力向上に向けた、港湾緑地の特徴を活かした利用促進策や効率的な管理運営手法の検討
- 市民が快適に利用できる川崎港の形成に向けた美化対策等の推進

【KPI】

- ①川崎マリエン利用者数（港湾振興イベント及びスポーツ施設等の利用者を含む）
40万人（平成26(2014)年度） ⇒ 42万人以上（平成33(2021)年度）
- ②市内の海周辺施設を利用したことがあり、魅力を感じる人の割合
11%（平成27(2015)年度） ⇒ 17%以上（平成33(2021)年度）

<主な取組>

- ・港湾振興事業
- ・川崎港緑化推進事業
- ・川崎港美化推進事業

基本的方向6 「みんなで守る強くしなやかなまち」をめざす

いつ起こるか分からない地震や集中豪雨などの自然災害に的確に備えるとともに、日常生活を安全・安心に過ごせる環境づくりを推進し、中長期的な視点で気候変動にも的確に対応しながら、いつでも安心して暮らせる、しなやかなまちをめざします。

【市民の実感指標】

- 災害に強いまちづくりが進んでいると思う市民の割合
15.6%（平成27(2015)年度） ⇒ 25%以上（平成37(2025)年度）

具体的施策1 災害・危機事象に備える対策の推進 [6-1]

【施策の方向性】

- 「国土強靱化地域計画」や「地域防災計画」等の各種防災計画に基づいたハード・ソフトの両面からの防災・減災対策の推進
- 地域防災力の更なる強化を目的とした、市民への効果的な啓発や実践的な防災訓練の充実など、災害時に実効性のある取組の推進
- 全職員一丸となった防災対策を推進するための、職員一人ひとりの防災意識の高揚と災害対応能力の向上に向けた取組の推進
- 市民の防災意識を高め、「備えていない人が備えていく」ための環境づくりと、「防災から始まる、力強いまち」の実現に向けた危機管理体制の充実

【KPI】

- ①避難所運営会議を開催している避難所の割合
66.9%（平成26(2014)年度） ⇒ 75.2%以上（平成33(2021)年度）
- ②避難所を知っている人の割合
39.5%（平成27(2015)年度） ⇒ 51.8%以上（平成33(2021)年度）
- ③家庭内備蓄を行っている人の割合
56.9%（平成27(2015)年度） ⇒ 58.8%以上（平成33(2021)年度）

<主な取組>

- ・防災対策管理運営事業
- ・地域防災推進事業
- ・防災施設整備事業
- ・臨海部・津波防災対策事業
- ・帰宅困難者対策推進事業
- ・本庁舎等建替事業

具体的施策2 地域の主体的な防災まちづくりの推進 [6-2]

【施策の方向性】

- 不燃化重点対策地区における各種補助事業等の推進による建築物の不燃化の促進
- 火災延焼リスクの高い地区における減災対策に向けた地域住民との協働による防災まちづくりの推進

【KPI】

- ①重点的に取り組む密集市街地※における大規模地震時の想定焼失棟数の削減割合
20%（平成27(2015)年度） ⇒ 30%以上（平成32(2020)年度）
※重点的に取り組む密集市街地：川崎区小田周辺地区、幸区幸町周辺地区
- ②火災延焼リスクの高い地区における大規模地震時の建物倒壊による道路閉塞の確率
43%（平成29(2017)年度） ⇒ 40%以下（平成33(2021)年度）

<主な取組>

- ・防災都市づくり基本計画推進事業
- ・防災市街地整備促進事業
- ・防災まちづくり支援促進事業

具体的施策3 まち全体の総合的な耐震化の推進 [6-3]

【施策の方向性】

- 「耐震改修促進計画」に基づく特定建築物や住宅の耐震化の促進
- 大規模盛土造成地における震災被害軽減に向けた取組などによる宅地の耐震化の推進
- 「橋梁耐震化計画」に基づく計画的な橋りょう耐震対策の推進

【KPI】

- ①特定建築物※の耐震化率
92%（平成27(2015)年度） ⇒ 95%以上（平成32(2020)年度）
※特定建築物：「多数の者が利用する建築物」「危険物を貯蔵・処理する建築物」「避難路沿道の建築物」で、一定の規模以上の建築物
- ②住宅の耐震化率
92%（平成27(2015)年度） ⇒ 95%以上（平成32(2020)年度）
- ③橋りょうの耐震化率
47%（平成27(2015)年度） ⇒ 61%以上（平成33(2021)年度）

<主な取組>

- ・特定建築物耐震対策事業
- ・木造建築物耐震対策事業
- ・民間マンション耐震対策事業
- ・宅地防災対策事業
- ・耐震対策等橋りょう整備事業

具体的施策4 安定給水の確保と安全性の向上 [6-4]

【施策の方向性】

- 経年化した水道施設・管路の更新及び耐震化の推進
- 配水池・配水塔と市立小中学校への開設不要型応急給水拠点の整備
- 経年化した工業用水道施設・管路の更新・耐震化及び主要管路の更新に向けた検討

【KPI】

- ①重要な管路の耐震化率
70.6% (平成26(2014)年度) ⇒ 97.5%以上 (平成33(2021)年度)
- ②管路の耐震化率
30.2% (平成28(2016)年度) ⇒ 38.3%以上 (平成33(2021)年度)
- ③災害時の確保水量※
2.8万m³ (平成26(2014)年度) ⇒ 16.4万m³以上 (平成30(2018)年度)
※災害時の確保水量は、策定時は、確保水量の目標値を1人1日3リットルを使用する想定で、何日分確保されているかを示していましたが、計画確保水量の達成状況に関わらず、将来推計人口の変動の影響を受けるため、改定版では指標管理を水量に見直しています。
- ④開設不要型応急給水拠点の整備率
7.6% (平成26(2014)年度) ⇒ 66.1%以上 (平成33(2021)年度)

<主な取組>

- ・主要施設の更新・耐震化事業
- ・送・配水管の更新・耐震化事業
- ・工業用水道施設の整備事業

具体的施策5 下水道による良好な循環機能の形成 [6-5]

【施策の方向性】

- 下水道の管きよ・施設の地震対策の推進
- 重点化地区等における浸水対策の推進
- 下水道法施行令への対応に向けた合流式下水道の改善
- 下水道の管きよ・施設の老朽化対策の推進とアセットマネジメントの導入

【KPI】

- ①重要な管きよの耐震化率 (川崎駅以南の地域)
33.5% (平成26(2014)年度) ⇒ 100% (平成31(2019)年度)
- ②浸水対策実施率 (丸子、宮崎、大師河原、馬絹、久末地区)
22.6% (平成26(2014)年度) ⇒ 100% (平成30(2018)年度)
- ③合流改善率 (雨天時に川や海に処理しきれない下水が放流されることへの対策)
68.5% (平成26(2014)年度) ⇒ 73.5%以上 (平成33(2021)年度)

<主な取組>

- ・下水道の管きよ・施設の地震対策事業
- ・浸水対策事業
- ・合流式下水道の改善事業
- ・下水道の管きよ・施設の老朽化対策及び未普及解消事業

具体的施策6 地球環境の保全に向けた取組の推進 [6-6]

【施策の方向性】

- パリ協定や国の地球温暖化対策計画を踏まえた、温室効果ガス排出量の更なる削減に向けた取組の推進

【KPI】

- ①市域の温室効果ガス排出量の削減割合
平成2(1990)年度比▲13.8% (平成25(2013)年度)
⇒ 平成2(1990)年度比▲20.3%以上 (平成31(2019)年度)

<主な取組>

- ・地球温暖化対策事業

具体的施策7 安全・安心な暮らしを守る河川整備 [6-7]

【施策の方向性】

- 河川改修等の計画的な整備推進
- 市民防災意識の向上などソフト対策と連携した取組の推進

【KPI】

- ①時間雨量50mm対応の河川改修率
81% (平成27(2015)年度) ⇒ 91%以上 (平成33(2021)年度)
- ②五反田川放水路により洪水による氾濫から守られる面積の割合
50% (平成27(2015)年度) ⇒ 100% (平成33(2021)年度)

<主な取組>

- ・河川計画事業
- ・五反田川放水路整備事業
- ・河川改修事業
- ・河川施設更新事業

具体的施策8 消防力の総合的な強化 [6-8]

【施策の方向性】

- 消防力の基盤となる防災活動拠点の整備等による消防体制の充実強化
- 大規模災害やテロ・NBC災害※等の各種災害を見据えた災害対応能力の向上

※NBC災害とは、核(nuclear)、生物(biological)、化学物質(chemical)による特殊災害のことを言います。

○消防団活動の充実強化や町内会等との連携による地域防災力の向上

【KPI】

①出火率（火災件数／人口1万人）

2.58件（平成22(2010)～26(2014)年の平均）

⇒ 2.48件以下（平成29(2017)～33(2021)年の平均）

②消防団員数の充足率（定員数（1,345人）に対する現員数の割合）

87.8%（平成27(2015)年4月） ⇒ 90.8%以上（平成34(2022)年4月）

＜主な取組＞

- ・消防署所改築事業
- ・消防指令体制整備事業
- ・消防艇管理事業
- ・消防団関係事業
- ・警防活動事業

具体的施策9 医療供給体制の充実・強化 [6-9]

【施策の方向性】

○緊急性の高い傷病者に対する確実な救急医療資源の提供

○救急車の適正利用の促進や救急需要の高まりにあわせた救急体制の整備

【KPI】

①川崎DMA T（災害医療派遣チーム）の隊員養成研修修了累計者数（3指定病院合計）

130人（平成26(2014)年度） ⇒ 250人以上（平成33(2021)年度）

②救急搬送者の119番通報から医療機関までの平均搬送時間【うち救急車の現場到着時間】

42.6分【8.4分】（平成26(2014)年）

⇒ 42.6分以下【8.4分以下】（平成33(2021)年）

③救急隊が到着するまでに、市民が心肺蘇生を実施した割合

31.4%（平成26(2014)年） ⇒ 37.2%以上（平成33(2021)年）

＜主な取組＞

- ・救急隊整備事業
- ・救急救命士養成事業

具体的施策10 信頼される市立病院の運営 [6-10]

【施策の方向性】

○三次救急を中心とした救急医療体制の強化など、今後の医療需要を見据えた川崎病院の医療機能再編整備の推進

○川崎南部医療圏で初めてとなるPET-CTの導入など、がん診療機能等の強化・拡充

- 地域医療機関との連携、機能分担の推進や、地域包括ケアシステム・地域医療構想を踏まえた取組の推進
- 安定的かつ継続的な医療提供体制づくりの推進

【K P I】

①入院患者満足度・外来患者満足度

入院：87.5%（平成27(2015)年度） ⇒ 90.0%以上（平成33(2021)年度）

外来：77.6%（平成27(2015)年度） ⇒ 82.0%以上（平成33(2021)年度）

②病床利用率（一般病棟）

72.9%（平成26(2014)年度） ⇒ 83.0%以上（平成33(2021)年度）

③救急患者受入数

49,873人（平成26(2014)年度） ⇒ 52,000人以上（平成33(2021)年度）

<主な取組>

- ・川崎病院の運営

具体的施策 11 防犯対策の推進 [6-11]

【施策の方向性】

- 防犯設備の設置促進による安全・安心な生活環境の整備
- 多様な主体と連携した防犯対策による地域の防犯力の強化

【K P I】

①空き巣等の刑法犯認知件数

10,685件（平成26(2014)年度） ⇒ 8,500件以下（平成33(2021)年度）

<主な取組>

- ・防犯対策事業

具体的施策 12 ユニバーサルデザインのまちづくりの推進 [6-12]

【施策の方向性】

- 鉄道駅の安全性・利便性の確保に向けたホームドア等整備の促進及び片側改札駅の改良の推進

【K P I】

①誰もが安全・安心に公共的施設※を利用できると感じる人の割合

49.1%（平成27(2015)年度） ⇒ 49.7%以上（平成33(2021)年度）

※公共的施設：福祉のまちづくり条例第2条に定める官公庁施設、医療施設、教育文化施設、公共交通機関の施設、宿泊施設、商業施設、共同住宅、事務所、道路、公園、その他の不特定かつ多数の者の利用する施設

<主な取組>

- ・鉄道駅ホームドア等整備事業

基本的方向7 「チャレンジを続け、いつまでも活力あふれるまち」をめざす

厳しい財政状況が続く中、創意工夫して今あるものを最大限に活かすため、市役所全体の質的な向上をめざします。また、中長期的な視点により、市の資産や債務を適正に管理する資産マネジメントや財政健全化の取組を着実に進め、持続可能なまちづくりをめざします。

※基本的方向7では、基本的方向1から6までに掲げる具体的施策の着実な推進に向けた行財政運営に関する戦略を参考として掲載するものとします。

「行財政改革」の推進

市民満足度の一層の向上に向けた市民サービスの質的改革や職員の意識改革等による市役所内部の質的改革などを進めます。

- 参加と協働・連携による、企業等も含めた地域の多様な主体が共に担うまちづくりの推進
- 市民目線に立ったサービス向上と地域をコーディネートする区役所づくりの推進
- 必要な市民サービスを確実に提供していくための、効率的・効果的で活力ある市役所の構築に向けた組織の最適化
- 市民サービスの向上に向けた民間部門の活用やICTの更なる活用
- 「施設の長寿命化」「資産保有の最適化」「財産の有効活用」の推進
- 前例や固定観念に捉われずに自らチャレンジし、日常的に改善・改革を実践する職員の育成
- 「職員の働く環境の整備と意識改革」及び「多様な働き方の推進」に取り組む働き方・仕事の進め方改革の推進

「健全な財政運営」

少子高齢化の進展を見据えて将来の負担を適正な水準に保ちながら必要な市民サービスの提供と投資を行います。

- ◎「今後の財政運営に関する基本的な考え方」に基づく財政運営
 - 効率的・効果的な事業執行の推進
 - 財源確保に向けた取組の推進
 - 将来負担の抑制
 - 「収支フレーム」に沿った財政運営
 - 財政運営の「取組目標」の設定
 - ・継続的な収支の均衡
 - ・プライマリーバランスの安定的な黒字の確保
 - ・減債基金借入金の計画的な返済
 - 財政指標による財政状況の的確な把握

川崎市まち・ひと・しごと創生総合戦略

平成 30(2018)年 月

(問い合わせ)

川崎市総務企画局都市政策部企画調整課

TEL 044-200-0372

FAX 044-200-0401

「川崎市まち・ひと・しごと創生総合戦略改定版（案）」に関する意見募集

急速な少子高齢化の進展や人口減少に歯止めをかけ、将来にわたり活力ある日本社会を維持していくため、平成 26(2014)年 11 月に「まち・ひと・しごと創生法」が制定されました。国では、同法に基づき、人口、経済、地域社会の課題に対して一体的に取り組むこととしています。

本市においても、少子高齢化の更なる進展や、生産年齢人口の減少が見込まれる厳しい状況の中で、将来にわたって発展していくため、「川崎市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を平成 28(2016)年 3 月に策定し、取組を進めているところです。

この総合戦略は、今後の中長期的かつ分野横断的な視点を持ったかわさき 10 年戦略を定めるなど、地方創生の基本的な方向性を包含する「川崎市総合計画」に基づき策定していることから、総合計画第 2 期実施計画策定にあわせて改定案を取りまとめましたので、市民の皆様からの御意見を募集いたします。

1 意見募集の期間

平成 30（2018）年 2 月 7 日（水）～平成 30（2018）年 3 月 9 日（金）

※郵送の場合は、当日消印有効です。

※持参の場合は、午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで（土曜日・日曜日・祝日を除く）にお持ちください。

2 資料の閲覧場所

- (1) 総務企画局都市政策部企画調整課（川崎市役所第 3 庁舎 5 階）
- (2) 各区役所・支所及び出張所の閲覧コーナー、各市民館、各図書館
- (3) 情報プラザ（川崎市役所第 3 庁舎 2 階）
- (4) 市ホームページ

3 意見の提出方法

郵送、持参、FAX、市ホームページのフォームメールにて御意見をお寄せください。御意見には、題名、氏名及び連絡先（電話番号、メールアドレス又は住所）を記入（書式は自由）してください。

- (1) 郵送・持参

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町 1 番地

川崎市総務企画局都市政策部企画調整課（川崎市役所第 3 庁舎 5 階）

- (2) FAX

044-200-0401（総務企画局都市政策部企画調整課）

- (3) ホームページ

市ホームページのパブリックコメント専用ページから送信

4 その他

※意見書の氏名及び連絡先は、意見内容を確認させていただく場合があるため記載をお願いするものです。他の目的には利用せず、適正に管理します。

※お寄せいただいた御意見に対して個別には回答しませんが、市の考え方を内容ごとに整理・要約し、後日、市のホームページ等で公表します。

【問合せ先】

川崎市総務企画局都市政策部企画調整課

電話：044-200-0372 FAX：044-200-0401

E-mail：17kityo@city.kawasaki.jp